

This copy has been provided by the UBC Archives [or UBC Rare Books and Special Collections] and is to be used solely for research or private study.

XIX. B. 1

JAPANESE-CANADIAN  
COLLECTION

PLEASE RETAIN  
ORIGINAL ORDER

であつて、  
初期の  
頃

に及ぼし

は、皇徳

の製造

して

されしが

、奈

主として

輸出

に

と

したと

から

者組

日米人の

に加入し、

諸計

成長、

更に

的を

改信等

と

一九二一年一月一日（即ち一九二一年一月一日）

一九二一年一月一日（即ち一九二一年一月一日）  
一九二一年一月一日（即ち一九二一年一月一日）

協定及交渉の経緯

神戸(消費市場は朝鮮、台湾、北支方面)

上場

一、七、一四〇

香港

一、九、二五二

大連、天津、青島

一、五、〇〇〇

福州、厦門、汕頭

五、〇〇〇

八〇〇

合計(輸出量)

五二、七四六

(注)右輸出量と総生産高と相違する点については才子頁21-24行目を参照し、右総輸出量の東洋渡り売上金額は米貨二、一四二、五四三、五のぼった。

生産内訳は次の通りであつた。

日系(晚香波島東海岸方面)

田端商会(田端力松)

四、七三九

田中商会(田中三吉)

四、一一〇

是永商会(是永寿吉、嘉祥治三郎)

四、二九三

MORESBY ISLAND FISHERIES, LTD. (大出竹次郎、松山豊藏)

九、七八四

PACIFIC SEA PRODUCTS, LTD. (白石敦市)

三、二七九

CONICHAN SALTERY (鈴木康藏)

三、四七九

SUNRISE TRADING Co. (新田喜太郎、酒井愛之助)

一、五〇〇

MING SANG Co. 永昌号(葉求茂)

二、六〇〇

(注)一九二二年、B. C. FISH SALTERIES, LTD. (向井政太郎、太田琴太郎)及び EAST COAST

FISH Co. (怡和公司、奥川成太郎)の二社が晚香波島東海岸にて生産を着手、

一九二二年、SUNRISE TRADING Co. (新田喜太郎、酒井愛之助)は廃業した。又、同年

田端商会は永昌号と共同生産 <sup>カナダ</sup> 田端氏は一九二二年より CANADIAN SALTERIES, LTD.

(杉山岩吉、福山千吉、田端力松)に入社し、同社が旧田端商会の塩蔵工場と

買取り、以後引継ぎの経営した。

日系(晚香波島西海岸方面)

RITHERDON BAY PACKING Co. LTD. (田端力松)

一五、二一〇

VINCE & Co. LTD. (寺西長之助)

四、七四〇

GREEN COVE SALTERIES LTD. (大出竹次郎、榎野貞男)

八、三二〇

CHAMISS BAY PACKING Co. LTD. (松山豊藏)

一、五〇〇

小計(日系、西海岸総生産高)

二七、二一九

(注)一九二二年、RITHERDON BAY PACKING Co. LTD. (田端力松)は廃業した。

又、西海岸方面の鹽蔵会社の不振、原價高騰等の関係上 VINCE と CHAMISS BAY の

二工場は GREEN COVE と共同生産の内約を無し同年以後閉鎖された。

自派(陸産物島東海岸方面)

- B. C. PACKERS, LTD. 二二二〇〇担
- CANADIAN FISHING Co. LTD. 二二二〇〇担
- PACIFIC FISH PRODUCTS, LTD. (G. ATHANS) 一六五〇〇担

(注)一九三〇年 Pacific Fish Products, Ltd. を閉業した。

自派(陸産物島西海岸方面)

- B. C. PACKERS, LTD. 二七〇〇〇担
- BUTTERFIELD, MACKIE & Co. LTD. 八〇〇〇担
- WATSON BROS. LTD. 一五五〇〇担
- BLACKWELL FISHERIES, LTD. 五五〇〇担
- Coast Packers, Ltd. 五二〇〇担
- NELSON BROTHERS FISHERIES, LTD. 五五〇〇担
- A. B. C. PACKING Co. LTD. 一〇〇〇担
- SOMERVILLE CANNERY (F. MILLERD) 七四八担
- ISLAND PACKING Co. LTD. 二二四担
- ORION FISHING & PACKING Co. (P. WALLACE) 一九六九担
- TOUART FISHERIES, LTD. 五三八担

小計(自派東西海岸総産高) 一六、四九九担

(注)西海岸方面の自派生産者も日系と同様の理由に依り、一九三二年概ねこれらの工場を閉鎖した。但し NELSON BROS. のみは一九三二年東海岸方面に遷出した。

◎合計総産高 五三、七七四担

但し右の二八担は大鮪釣用餌(HALIBUT BAIT)に充てられ、又、一〇〇〇担は固(カコイ)鯨として、次期迄出荷を延期した。従って、総輸出量は五二、七四六担であった。

日、自派生産比例は右の通りであった。

日系関係の生産高	三七、五一五担	即ち総産高の六九・三九パーセント
自派関係の生産高	一六、四九九担	三〇・六一パーセント
合計総産高	五三、七七四担	一〇〇・パーセント

又、陸産物島東、西海岸の生産出比例は次の通りであった。

東海岸方面の生産高	三九、九八四担	即ち総産高の七四・三六パーセント
西海岸方面の生産高	一三、七九〇担	二五・六一パーセント
合計総産高	五三、七七四担	一〇〇・パーセント

(注)一九二八年、西海岸のバークレイ、サウランドやヌーワ、サウランド水産一帯で、大規模な地震

(チナム)は非常な豊漁であったが、鯨の群衆は僅少であったので殆んど全部の  
日系工場は早業に閉鎖され、その剰余力も東海岸方面に注がれた。

無謀な乱獲は勿論不漁を招くが、東海岸方面では乱獲は行われなかった。  
然し、不可抗力を自然に依る年毎の豊漁、不漁の現象は是れが、従って、生産  
量の増減は幾分あつた。だが、斯くも外貨獲得に資する日系漁業業者を  
俟つものは、意外にも、執拗な排日宣伝に左右され、次から次に登布される  
不利な法規(漁業関係は領の管轄、生産面は州法)であつた。

(注)これらの法規やその対応策については稿を改めて述べたいと思つてゐる。

さて、茲で開きされ、及在展の途をたどつてきた新業に逐々幾ら宛の  
額勢力の兆しが生じて来た。それは

- 一、滿州事変前後、又、引續いて起つた北支問題等を拘わす支那の排日貨。
  - 二、支那の内乱に起因する不安と、経済的疲弊。
  - 三、水害、或は干魃の爲め農産物の不作に依る購買力の低下。
  - 四、支那政府の銀回収、銀價値下りに共(一)爲替相場場の下落。
- 等々禍いされたものであつて、(二)に關しては或る程度対応を講じて得たものの、其他は  
全く対応不可能な事柄ばかりであつた。

一九三〇年全支に亘る社会不安情勢の他に、前年未だ稍々弱気であつた、上海  
及び香港の爲替相場は益々暴落を続けるので、従来通り自由販賣主義を  
継続するの不利を悟つた日系漁業業者組合員は、相違の結果、支那方面  
宛への売提出(SALES OFFER)の途を二途に擇んで了解と達した。これに依り、乱売は  
一時免れたものの、漢期末が近付くに従い、手持品売却の不安かられた  
一部組合員は、母窓に、日系仲買商を通じて了解値段を下廻る売却をした爲に、  
折用の試みも初期の効果は得られなかつた。しかし、終期まで了解値段の維持  
に努めたものが、売り急ぎをしたものに比べて、幾分好結果を得たことは、後年、  
生産者一般に良い教訓を与えた模様であつた。

上海事変以来の支那各地の排日貨は、一九三二年に入り益々熾烈度が増え、  
露領産塩、樺太、北海道、朝鮮産塩、或は塩(イワシ等)と連れて加奈産産塩、  
もまた非買の運命に陥つた。然し、爲替相場は暴落を続け、その反面上海に於ける  
輸入税率は目撃したので、塩業生産者も着目することを非買の危険が甚きう  
注意を要した。

(注)一九二八―一九三二、米貨四九・七五帯は香港の二〇〇帯に後高、上海のそれは米貨六〇・二五帯  
一九三二―一九三三、米貨二二・二七帯、上海の、米貨二二・二八帯であつたものが、三二・二五帯  
一九三三―一九三四、米貨二二・二七帯、上海の、米貨二二・二八帯であつたものが、三二・二五帯

は一〇・〇七半に昇遷（香港をフリーポートとする故無税）

前年の組合員は鴻首渡海の結果、生産量を一口〇〇〇に制限し、共同販売  
品に制し、又昨日貨の交渉は幹事に一任することを決議した。そこで、従来の組合  
と「加奈陀塩鯨輸出販売組合」に改組し、この新組合と各生産者は生産、製、  
及共同販売協約書を取りかわした。（組合長は本村岸三であった）  
一應難点は打開された。生産工場は東海岸に五ヶ所と、西海岸に一ヶ所に切り  
詰めた。そして、剰余生鯨の販売も大々騰出出来る程度に契約成立をみた。  
一九三二—三三年度のビーシー生産塩鯨の総生産出量は、西海岸の日本の生産に  
かかわる五〇〇をばえ、合計一四、五八五であった。

支那の為替相場下落の結果、カナダの「海鯨」（支那人は「鯨」と呼称していた）は  
段々と高価なものとなるので、為替関係上有利な暹羅（現、タイ國）其他  
東南アジア諸国よりの塩干魚の輸入量が漸増されつつあった。この傾向が  
更に進展すれば、窮極的には、海鯨は支那人の食卓から姿を消し、その嗜好は  
やがて忘れられてしまうことを危惧した日系塩鯨業者は、何としても対支輸出の  
継続に勉める必要があつた。生産量は僅少であり、利潤としては殆どなかつたが  
あろうが、兎も角前述の目的は果たした訳であつた。

一九三三—三四年度には前年度の経験を踏まえて、統制を更に強化し、  
共同生産に依る原価の控減を計り、共同販売方法を踏襲するであつたが、  
何分にも大部分の組合員は新業開拓以先の荒波（競争）を免れ、茲にて  
うた人達故、合理化は寧ろ窮屈とさえ考え、ボイコットの脅威がかけられ  
各自、自由に生産と販売に携さわりたいと云う意見が過半数を占めた。  
依て、組合との協約を解除し、組合は単に剰余生鯨の販売受けを  
取扱うことに決した。（注、同年の組合長は嘉祥治三郎、幹事は本村岸三。）  
年度の総生産量は自派のもの、一、五一九を合せて二、五、六〇七であった。  
消費地は前年度の生産制限に鑑み買進なので生産者側の手取金は  
幾分増加したものの、終末期に近づき、非常な安値を呼んだ上に、各地の  
輸入商からは苦情が続出した。そして、これに依り組合員は事態再考の  
必要を認識した。

一九三四—三五年一月二十六日全組合員会議の上、生産統制、共同生産及び  
共同販売の実行化を決議し、組合を「加奈陀塩鯨輸出販売株式  
会社」に改組、各自の持株は生産者当分の際に変更する基本方針  
等に依ることとし、左の通り役員を選挙した。

社長 白石敬市

副社長 鈴木康藏

専務取締役 木村岸之

常務取締役 松山豊藏

会計幹事 杉山岩吉

として組目と亘る具体定章は社長、専務及び各株主(会社)と代表する首席  
専務の特別決議に委ねることに決した。この特別決議は数回催されたが、  
二月十日、愈々成業を得て、各生産者(或は会社)全部と株式会社間に協議  
書が取りかわされた。

後約書の概要は左の通りであった。

一、下記署名者は「カナリア塩鱈輸出販売株式会社」(CANADIAN SALT HERRING  
EXPORTERS, LTD.)、或は「ブリー州登記所」(REGISTRAR OF COMPANIES)が認可する  
名儀の合資株式会社(以後販売会社と略称)と設立すること。  
株券発行許可額(即ち認可資本)は五万帛に限定し、一株の価値は百帛宛  
とする。

本後約書の署名者(会社を含む)全部は販売会社設立の認可あり次第、  
左の株数に準じ販売会社に仕払となり、各々の株券を入手すること。

松山商會(松山豊藏)

20株

大出弥三郎(大出竹次郎)

20株

PACIFIC SEA PRODUCTS EXPORTERS LTD. (白石敬市)

20株

EAST COAST FISH CO. LTD. (怡利公司、奥川茂太郎)

24株

鈴木康藏

20株

田中商會(田中三吉)

22株

嘉祐祥商會(嘉祐治三郎)

22株

CANADIAN SALTERY, LTD. (杉山岩吉、福山千吉、田端力松)

22株

向井政太郎(並木田琴太郎)

20株

GREEN COVE SALTERIES LTD. (大出竹次郎、野野真男)

32株

未発行分(即ち保留)

198株

合計

500株

二、各株主(会社)はその生産品(塩鱈)全部を販売会社を通じてのみ輸出販売すること。  
各株主(会社)は販売会社が決定した總生産額を各々持ち株の比例に準じて  
生産し、又販売会社が總生産額を変更した場合、これに後増、減を存し、  
各自の資本の増減を改正すること。

三、該會社が東海方面の生産者(徳三会社)の出荷割合を当該者(今社)の生産  
割合と同じとするときは、船積み毎に一定期日の各自手持既製量を東海岸の  
総既製量に基づき、割合に依り、販売会社が決定すること。又、西海岸の  
生産者(徳三会社)の出荷割合については、東海岸の例に準じ、別途に西海岸に  
適用するものと、販売会社が決定すること。

(例) 船積一、〇〇〇屯、東海岸全株主の総既製量一五、〇〇〇屯、徳三「A」の  
手持既製量一五〇〇屯の場合、即ち  $\frac{15000}{15000} \times 500 = 500$  屯「A」の出荷割合。  
又、東海岸西方面の生産者(今社)が同一船に積荷する場合、両方面の総既製量  
に基づき、先ず東、西海岸の積出し量と比例に依り決定後、個々の出荷割合が  
前述の方式にて計算されること。

販売人は共同販売制度を設け、一船毎に販売先、及び輸出先の多寡、販売値段、  
及び<sup>仲買ロギと含む</sup>出荷費用の高程如何に拘わらず、これを単一積出荷物とみなし、売上、及び  
出荷諸費用を共同計算方式にて得分けし、販売会社のロギ一屯(五箱)当り  
一帯と差引き、その残高と各供給者(今社)に決済すること。

(A) 生産者(今社)は可及的優良品を製造し、出荷割合に準じ、これを大洋航路船  
積取港まで自費を以て回漕すること。

生産者(今社)が若しも品質不良とか箱口のみのと出荷した為めに損害を  
生じた場合は、その損害は当該供給者(今社)が直接負担すること。又船積み  
前に品質不良と鑑定された場合は、販売会社はその荷物に限り、取扱い方  
を拒否することができらる。

(B) 売上金取立不能、或は不可抗力に依る損害は、各生産者(今社)全部がその年度  
の生産割当、乃至はそれ以上に依り生産した量の比例に準じ、分担すること。

四、販売会社は、若しも生産者(今社)が超過生産を為した場合、その超過量を  
一屯(正味二〇〇封度)東洋諸港渡(二の場合の輸出港決定権は、販売会社に在る)  
全、一五帯宛に引取り、その中よりロギ五箱当り一帯宛を差引、販売し、併して  
その利益は、販売会社の剰余勘定に繰り入れる権利を有する。

尚、若しも販売会社が剰余勘定を処分する場合に、前述超過生産品を  
付いては何等考慮は払われぬこととする。

五、この協約書の署名者(今社)と其の関係する、或は代表するものの、該既製品全部を  
販売会社を通じてのみ輸出、販売することと契約し、販売会社を通じて輸出、  
販売する該既製品を、製造者(今社)或は該既製品商に、直接乃至は間接に  
何等の利害関係を有せず、又求めらるることと誓約する。

七、本協約書に違反したと認められるもの(今社)は七日間の期限を以て臨時株主總會に於て

取替する機会を与えられるが、若し当該者(会社)以外の全株主が契約違反と認定し、決議した場合、以後「販売会社」と通じて輸出、販売を為す恩恵を喪失すること。併して「販売会社」はその幹事に当該違反者(会社)の全株主、転売方を指図すること、並に当該違反者(会社)は右幹事の転売する権能を承認し、転売行為に必要なる委任権を幹事に付与したことを茲に誓約する。

又、右転売される株券は一株五〇円定として、その払いと受領した当該者(会社)は以後「販売会社」に何等関連無く、その恩恵、生産割当、配当等一切は該株の購買者(会社)が継承することと異議の無いことを茲に確約する。

尚又、右記転売に際し、当該違反者(会社)以外の「販売会社」の株主(会社)会員は、各々その持株の比例に準じ、該処分株を購買することができる。

この協約書の署名者(会社)はその協約実行の保証として、向後二年間各々の持ち株全部を「販売会社」の幹事に委任すること。そして、全株主(会社)の総意に依り、この項目を更に二年間延長することもある。

六、「販売会社」設立の認可を得た後、「販売会社」の責任者はこの協約書に署名し、以て本協約に加盟した証左とすること。

この協約書は署名者(会社)及びその後継者(会社)或はその管理人(会社)又は受託者(会社)が恩恵を受け、義務を負う約制を慣習的に継承するものとする。七、遺棄業者(会社)に上記全款に同意し、「販売会社」の全株主(会社)の賛成を得る場合は本発行分の株券を購入し、「販売会社」に寄附出せるものとする。以上。

右協約書の概略に基き、「販売会社」の定款を顧問弁護士ウィリアムス氏 (Wm. Williams, K.C., of Williams, Manson & Taylor) に作成して貰い、これを添付して、会社

設立認可の申請書と二月十五日 美府政府に提出した。

(注、ウィリアムス弁護士は一九二八年、サマービル鐘錶会社 (SUMMERVILLE CANNERY - MR. FRANCIS MILLERD) の旧船トルミーチ (S.F. TOMIE) に対する浮揚工場鑑札取給拒

否と不当として、これを提訴し、ビリー州検事総長と了解のもとに州内の大審院を経ず、直為オタワの大審院にて判審を受け、勝訴の判定を得たのである。恰もその頃日系漁者は鑑札削減と不当として訴訟を提起してしたので、オタワ政府は右判決を引例し、一九二四年制定の「漁業法」を明確化する為め、英国内閣院に控訴して、その判定を求めたのである。)

一九二四年二月十六日付けにて「加拿大鐘錶輸出販売株式会社」設立の認可を得たので、「販売会社」の代表が協約書に署名し、同書は愈々有効化されたのである。

この協約書の署名者(会社)は幾分回復の徴候が見え、当時の総裁、渡辺武彦(元第一銀行の総裁)はこれを歓迎した。先づ、先行きの上乗せを望んでいたのである。又、八五〇〇〇の利益を、この協約書の署名者(会社)に還元する件が意思決定した(この協約書について)

ルビレー州産産物の沿革

一八七九—一八〇年(明治二—五年)頃、日系移民が初めて産ギルネット漁に従事して以来、チヤム(Cham) (俗にドツグサーモ)はその産物市場が殆どなく、従って漁夫は折用網にかけたもの的大部分を又河中に投棄した模様であつた。

一八九二年(明治二十五年)、林貞之丞氏はこのチヤム産物を産物利用の意図で塩漬りにして、日存に送荷したのみ、加倉産産物産(日存では「<sup>イ</sup>産」と呼称されている)の嗜好と伝えられてゐる。又、一八九五年に約一〇、〇〇〇尾(フレシー河物の標準十箱に換算して約一六〇箱)が日存に輸出されたと記録されてゐる。この産物が日存に於て嗜好に適したに起因して、漸時製造輸出を試みるものが増加して一時盛況を極めた。

一九四年、才一世界大戦当時、欧州方面に多量の産物食料品を要したので、チヤム産物もまた多く製錬された。その為めに一段と普及し、価格も比較的低下した。この関係上、段々と市場が広がり、遂にはその原料確保上、産物産と対抗的な立場となつたのである。

茲に一九二五年以降の産物産量を示すと左の通りである。(一箱約四五〇尾産物)

一九二五年	三六、二八五箱	白人の産物	一、六〇〇箱
一九二六年	三六、三九五	〃	二、〇〇〇
一九二七年	二〇、九三八	〃	六〇〇
一九二八年	四五、四九三	〃	一、八〇〇
一九二九年	一八、八九四	〃	八〇〇
一九三〇年	二六、三一三	〃	一、二五〇
一九三一年	八五、二二三	〃	八、〇〇〇
一九三二年	三一、七一五	〃	二、八九〇
一九三三年	一八、七二八	〃	八七六

(注、右の産物計数中に白人の産物量にかかわるものも含まれてゐるが、その中には日本人が白人の産物を利用して生産したもの、又は時前買付け契約として白人に製造させたものも大部分であつた模様である。そして、これらの計数が後年日系人産物者にとり、覆つたとも思われる。)

(又、一九二一年には前年度よりチヤム産物産総額、手持品が多量に有つた為め、

州内全部の産物会社はこれの生産者と全然見合せた。多量の日系人は「漁者

に思はれる」の時に「ばか」漁業に力を注いだ。そして、これに刺激された

一部日系人は「<sup>後述の如く</sup>チヤム産物産のASTORIA, OREGON)とか、ティラムック

(TILLAMOOK, ORE)などに出張して、約四、二〇〇箱の産物を製造した。後で

この数も「<sup>後述の如く</sup>チヤム産物産」に含んで又上表産物の八五、二二三箱が日存に輸出された。

竊る塩と鮭子を殆ど全部が委託販売の高管理下に依存して来たが、大量生産  
 を見越して、早業に日本側の最低売値保証を得たもの以外も、これだけの大量を  
 生産し、原価の低減を計つたものの、結果的には日本の低価格下に依り損失を  
 招いた者が多かつたと聞いた。

塩鮭の復産物として製造された鮭子の生産量は左の通りである。但し、全  
 数量中には鮭の料理に際し出た鮭子以外に、鑛治会社より買入れの原料により  
 生産されたものも含む。(二函約一ニ〇封度迄)

一九二五年	六、六三四函
一九二六年	一一、三五八〇
一九二七年	六、八八九〇
一九二八年	一六、八六九〇
一九二九年	一一、六〇四〇
一九三〇年	八、八〇九〇
一九三一年	一七、〇〇六〇
一九三二年	八、五八〇〇
一九三三年	一〇、四七二〇

(注) 自人の鮭子生産者無し。

又、計数を一九三三年まで列記したが、一九三四年に遡り沿革の稿と続けよう。  
 塩鮭業者間には同業者者組合と云ふものがあつたが一九三四年度から對外統一

問題には協議を怠り合せしめた。日本各地の取扱い方改善とか、出荷費用の低減、運  
 動等に付く段々と集合することが増すにつれ、一九三〇年、加金院塩鮭業者

組合 (SALT SALMON PACKERS' ASSOCIATION <sup>OF CANADA</sup>) を組織した。加盟者(会社)は

吉田慎也

松山商會 (松山豊藏)

向井商會 (向井政太郎、太田琴太郎)

土屋 一

小島福太郎

藤本商店 (藤本國松)

RIVER FISH CO. LTD. (責任者 大津源二、峰田鏡雄)

下野田郎左衛門

高橋儀兵衛

GREEN COVE SALTERIES LTD. (大出竹次郎、榎野真男)

西中一蔵 (田中一蔵)

日清商會(日清力松)

YINCE & Co. LTD. (キヨシマエ之助)

日千元言

HOME SOUND FISHERIES LTD. (杉山若吉、福山千言)

役員と在の通りであつた。

組合長 吉田慎也

副組合長 田中三吉

会計 下野田郎左エ門

幹事 木村岸二

一九三二年(塩鮭生産量の表より)簡單に注釈を付したが)州忠全部の鏡詰会社は  
千ヤム産の總額手持品過多の都合上、該種の製鏡と殆んど見合せた。そして漁業者等  
との連絡を保つ為め、後者は対抗的主場にあつた日系塩鮭業者に、好条件を以て  
その工場と提携し、塩鮭の生産に當らせざる様と勉めたので多数の日系人はそれらの  
提議を受諾したのである。(注、千ヤム製鏡は平均<sup>千ヤム</sup>五〇〇〇〇函<sup>當年は</sup>五六一九一函に減産)

これに呼応して、ビシエ州政府では、漁業者や工場就業者の失業防止策として、  
従来塩鮭工場の鑑札料金は一、五〇〇串であつたものを五〇〇串に低減し、又従来鑑  
詰業者或は塩鮭業者と並業される場合は前記二種(即ち鏡詰或は塩鮭)の工場鑑札料  
に單に追徴金五串を仕払えば塩鮭生産の能を鑑札と下付した。又鑑中着網業者  
鑑札料五〇串は免除された。

領政府では従来各漁区に於て一室の中着網總業数を超過した場合、魚族の保  
存上、該漁区内の總業短縮を計る意味で、禁漁期日を増加したものであるが、當年は  
豊漁と理由に、この不文律を施行せざつた。依て、漁獲は弥が上にも増加したのである。  
斯様にして塩鮭生産工場は例年比して倍増し、豊漁を言わたり、然して  
米國、コロビア河流域にまで進出した塩鮭業者<sup>者</sup>もあつて、遂に史上最高の八五、二ニ産  
の塩鮭が日本に送荷されたのである。

然つて、日本各地では経済界の不振に依る一般的に不況を加えて、需要を塩鮭消費地  
の一としてつる東北地方は鈍鈍に見舞われた。又、日本の為替相場は下落したので、  
塩鮭市場は皆々悲觀状態であつた。

元来日本に於ける塩鮭の需要地は、従来各地製のものに消費してつた地方に限ら  
れどあり、従つてその食習慣上、東北、信越及び関東の各地方で販売されてつた。  
市場調査もその旨を公する先づ、先づの取扱店に依つて割合計数を推定せらるる  
等々、其確を致すを得ることは困難が懸つたものなをりつたが、大體に於て最大  
の消費地たる東北と關つてつた。

青森県	二〇〇箱
秋田県	五〇〇〇
宮城県	四〇〇〇
山形県	二〇〇〇
福島県	四七〇〇
新潟県	七、五〇〇
茨城県	七、〇〇〇
栃木県	二、八〇〇
長野県	一、一〇〇
東京及び隣接県	一〇、五〇〇
合計	五五、〇〇〇

そして各消費地の嗜好上の特色があり、河物大形赤斑、島物大形赤斑、島物白ケ(銀色)、或は島物小形黒斑、と云ふ様に色々<sup>完</sup>と地方に依り、一段に白くも<sup>完</sup>異なるのである。節子も右記各地の需要に当てるべく関東地方の消費が非常に多量たるのぼるとの印象を受けつた。

前述のよう約五五、〇〇〇箱程度の市場に二倍以上の数量を輸送したとの故、一部は冷蔵庫に入れたものの、勿論段々と安値を呼び、一般に<sup>完</sup>鮮の紹介範囲を広めたり止まり、一九三一年度の塩鱈生産業者は営利的には遂に不振に終つたのである。

一九三二年、加奈尾塩鱈業者組合と<sup>完</sup>大鱈製造輸出組合と改称した。前年度の激と踏まらざる様、又日本の冷蔵庫にある残存品の占つも考慮し、生産統制を計ることと、一時的に共同生産の方法を講ずることを申し合せた。最後の生産量は日本の輸入業者組合と協議の上決定することとして、五月四日、一と先ず右の通りの基本数字に依る生産割当<sup>完</sup>伏波約とした。

志山商会 (志山豊蔵)	二、〇〇〇箱
GREEN COVE SALTERIES LTD. (大出竹次郎、榎野貞男)	三、〇〇〇
向井商会 (向井政右郎、太田琴右郎)	二、〇〇〇
VINCE & Co. LTD. (中西長之助)	一、〇〇〇
日瑞商会 (日瑞力松)	二、五〇〇
日中商会 (日中之吉)	二、〇〇〇
HOME SOUND FISHERIES LTD. (杉山岩吉、福山千吉)	二、〇〇〇
日中元吉商店 (日中元吉、日中敏之)	一、五〇〇
土屋、小島、藤石、共同経営	一、五〇〇
計	一、〇〇〇

産本国産

小計

一、九、五〇〇

一、〇〇〇箱

該組合員にて事情上速急に数量決定が不可能なものは、可及的早急に数量を  
加わることとし、右小計の他に四一〇〇箱を元の生産者の割当として見送つた。

RIVER FISH CO. LTD. (責任者、大津源三、峰岡綾旋)

一、五〇〇箱

中村長助

一、〇〇〇箱

山本岩藏

五〇〇箱

酒井庄太郎

五〇〇箱

下野口新左衛門

四〇〇箱

中井安一郎

二〇〇箱

小計

四、〇〇〇箱

総計

二二、二、五〇〇箱

減産とする話があれば、一方に局外者の進出するものを生ずる原理とでも云おうか、生産  
期間近づくとも規制が厳格なことは仲々懸わらぬ。又、当年狩りバー、ワイツェン会社は  
対漁者関係の空気が上、組合と脱退した程であった。フレザー河、ノースアームのテラノバ  
鏡造工場 (TERA NOU CANNERY) (当時休業中で鮮魚は總べてその付属する親会社の  
工場に回送された) の日系漁者は塩鮭を生産することになったし、又グレン、ローズ  
鏡造工場 (GLEN ROSE CANNERY) (これも休業中で、テラノバと同じ状態にあった) の  
日系漁者等も塩鮭を決定した。従って、従来、日系漁者の一部漁獲物を購入しつづ  
あつた数名の組合員は減産する事が困難な立場に陥つた。如上の情勢に鑑み  
「米産組合」は生産規制案の実施を見合わせたりであつた。

一九三二年の塩鮭生産額を 鮭小箱詰め四、四三二箱と白スプリング塩鮭並装  
詰め二、四〇一箱を含めて総計三、七七一箱であつた。(注、但し鮭小箱詰めは並装箱の  
約五分割に相当する故、これに準じて換算すれば、二、六五九箱となり、現貨数量的  
の総生産額を白スプリングを含み、二、九、九四〇箱と称する方が妥当と思ふ。) 以下  
仮生産規制案を事情上撤廃した年やえ、異つた角度から見える様、以下  
出荷した準じた表を以て明示する。

主産地

鮭、並装箱

鮭、小箱

白スプリング

合計

松山商會(松山、大出権野、右日向井幸四)

一、二、七九

七〇六

三〇〇

七、二八五

HOME SOUND FISHERIES LTD. (松山、福山)

一〇

三、七〇八

三、七一八

白鷺漁會(白鷺)

一、八八三

一、二、三九

一、八八三

吉田漁會

一、〇八四

二、二、三九

二、二、三九

小島漁會(小島、土屋)

一、六二一

一、六二一

	(魚)	(鱈)	(魚)	(魚)
日本国社	八一		一〇一	九五二
下野田部在工門	五四〇		一〇〇	六五〇
山本岩藏(代理付尾)	三〇〇			三〇〇
田中高会(田中三吉)	八九〇			八五〇
嘉祥商會(嘉祥)	五五二			五五二
} 共同経営				
RIVER FISH CO. LTD (漁者組合分と含む)	二、二七九		五九九	二、八七八
田中元吉	七八一		二二	八〇三
中村長助	三、六六一			三、六六一
酒井庄太郎	一五〇			一五〇
古屋商店	一、三七七	一八		一、三九五
BIRKS, CRANFORD, LTD.	二、八九〇			二、八九〇
土産用干貨物便	一二			一二
合計	二四、八八〇	四、四三二	二、四〇一	三二、七一三

当午は漁者が抱憂したチヤム鱈の減産は多く、三〇六、七六一函が製鱈された。  
 (注、これに要した鮮魚は二、五三〇、七七八尾と指定、後で塩蔵に要したチヤムを  
 一、九二七、七四四尾と見て合計四、四五八、五二二尾が消化された訳である。)

幸いぬ地に於ける前年度より冷蔵庫在庫品は新荷到着までに消費され  
 いたが、その半面、沿海州、カムチャツカ、千島産塩鱈(所謂北洋物)は平年より多量で  
 あつたので、不鮮販賣面の成績は悪かつた。

一九二二午はチヤムの不漁年で漁獲高は三、六三九、〇〇〇尾余であつた。各製鱈  
 会社は全力を尽した結果、二九三、六三〇函(二、四二二、四〇八尾)の製鱈を得た。塩鱈は  
 白スプリング一、〇六四箱と鱈(PINK SALMON)七〇一箱を合計一八、七二八箱に  
 過がそのつた。(注、総計数のうち松山商會系統の各産者が八、九六七箱を産出  
 したのは顕著であつた。尚、この午、白瑞商會は閉業し、その塩鱈工場の一環で  
 あつたヌーツカ湾のターリス、パツキレグ会社(TAHISIS PACKING CO. LTD.)はハウサワレド  
 漁業会社(松山、福山)と連携した。)

一九二四年八月中旬、大体塩蔵の準備が完了された頃、突然の塩蔵と  
 塩鱈に「天産物市場管理法」適用の詔が擡頭したのである。その当時、  
 両産産業者は日本の輸入商各店に配布した報告書と、そのさま次に再録  
 してのり、対策の模倣を記述することとしよう。

日米漁業及漁産業者と市場管理法

市場管理法が漁業及漁産に適用される場合は日米  
同業者一般に間に不利を来たす点旨子の懸念せし處  
その既に白人製造業者が従来同品の生産に從事し  
居るがし者も日米製造業者を壓迫すべく方  
法を講じてあり、生産者の向上を計るべく制定せられたる該法  
を引用するも甚だしく日米同業者の危機到来せし言  
を要せず

茲に先般米漁業及漁産に關聯する州漁業大臣並にCMA  
魚肥部委員との会見概要を参考資料に記述し此  
考慮を煩す次方を

◎ 州漁業大臣ピアソン氏と加拿大漁業輸出株式会社  
代表者会見概要

八月十四日美府漁業次官アレキサンダー氏より電話を以つて「漁  
業大臣ピアソン氏令し年度の貴社販賣方針を聴取したしとの  
事故代表者を派遣せられたし」と申越しあり、十六日再度  
電話を以つて「八月十七日(金曜日)午前九時廿分に出頭せられ  
た」と督促ある

十七日加拿大漁業輸出販賣株式会社代表者松山豊藏  
鈴木康藏、木村岸之の三名美府政廳に漁業大臣を訪ふ  
(以下会見概要)

ピアソン氏「市場管理法に依り漁業の輸出販賣統制を以  
つてCMA (Canadian Manufacturers Association) より申込あり

本官として漁業事業の確實有利を多き旨耳にし白人  
製造業者の意見を聴取せし處日米同業者が競争  
乱賣する故採算立たずとの事、白人生産業者が事業に  
携はると否とに拘らず斯る風評ある事は生産者の見地より  
して甚だ遺憾に思ふ、従つてCMAより提案ありし此の際日  
米提携して漁業生産者の向上を計らるべく、若し望す  
る、且つ又領政府に於ては競争を肥料原料にするも差支無  
しとの意見も亦州政府として「肥料の相当高値に賣れ  
るとし生産者換算すれば漁業漁獲より得る収入の比で若干  
又奨励方面より見るも就働人員を多数に要する漁業業  
を奨励するが当然であるとの見解を有するものであつて此の  
点よりしては漁業事業の発展を切望する次第である

尚且CMAの提案は製造割当は白人製造業者五割、日米

製造業者土割としローレルボードは白人製造業者の代表と  
 日系製造業者の代表と名とし、是等七名の生産額輸出、販賣等  
 總へての統制にあつたのである。本官は貴社総主が該案に賛  
 成せぬものと甘子め推察せし居るが不満の際はオタワ政府の係  
 官に稟情書を送り、本官にも其の寫を送附せられたし、該  
 稟情書に依り考慮する様うなり。  
 邦人代表「出承知の如く協賛の開拓は日系人下員が最善大  
 にして近年殆ど協賛不能と見ゆる際とつへり西側肥の  
 関心(インテレス)と致さるべく又一方漁業者労働者の窮状も考  
 酌し年々連続的に吾等の事業を經營し来たつしものなり。  
 一九三二—三三年度の經營も一適例なり。

協賛を競争的に出渡販賣しつ、ありし事は有れどもこれは獨り  
 日系業者のみでなく白人も同様であつた。又或る場合仲買商  
 の空賣りに觸りされ乱調を来たした事も事實である。それ故に  
 是等の点を矯正すべく本社の創立されたものであつて本社長主  
 は近年殆ど協賛額中九割以上を生産しつ、あり、残餘の人々  
 とも協調して最善を期する者なり。

支那市場に於ては協賛の値段は大體に於て下落し居らず  
 手取金の減したるは事實なり此れは爲替安の關係なり。  
 又需要の減したる理由は支那の経済的に疲弊して居り、其の  
 上輸入税は漸時高率となり、一方支那近海の漁業が急達  
 せし事と競争品の比較的安値に出廻つ、ある爲めであつて  
 必ずしも日系製造業者の失敗に帰因するものでなく、従つて  
 白人製造業者が日系製造業者のみを排撃する事は甚だ  
 當を得て居らぬと思ふ。

CMA提呈の製造業者比例は如何なる基準に依るものなるや  
 不明なり白人は主として暖帯島の西海岸に製造場を有  
 し、日系人は多く東海岸に依る。然して近年西海岸の漁獲は  
 不順、且つ僅少である。協賛の収入にのみ頼る日系人が生産を  
 年々継続しつ、ある際、他の諸漁業製造の餘暇を利  
 用し理論上割安なる原價を以つて協賛の生産に出るを得る  
 立場に在る白人の協賛を生産せざる理由の最も重要  
 なる一因は魚の群集が不順なる爲の事より原價が却つて高  
 くなる故であると思ふ。従つて前述割安に依り生産せざる場合は  
 西海岸に於ては予定数量の生産が疑問視される一方、従つて  
 東海岸は近年漸調に漁獲が有り、平漁の場合日漁期中  
 途にして予定数量を達せる爲め魚群の減少を中止し

3  
漁者、及就働者を解雇するの止むを得ざる事態に陥ると  
その矛盾を生ずると思ふ。

尚ほ又日白折半したる製造割合が公平なるものと假定  
してもローカルボードの構成が互対式には到底円満且つ公  
平なる統制が出来得るや甚だ疑問とする處である。

免に用帰曉の上CMAに照令し其の結果必要に應じては  
原情書を提出する事とする。

「ピアソン氏」  
競争品に關しては既に上海駐在の商務官より  
報告のあり、何の点をも信頼するやば不明なるも正確なる  
報告とすれば左程心配する必要なしと思ふ。

晚香波島西海岸の乱獲されしや否やは不明なれ共、漁獲  
の不順なる事は知悉して居る。

本日はCMA幹事ドルトン氏も列席する筈の處、しかし河の魚價  
問題を止むを得ず帰曉されし故に帰曉の上は、及的に  
CMAとの交渉の進捗を討られなし。

尚ほ念の爲め、より製造所鑑札下附の権限は本官に  
在り、既に鑑札工場の鑑札は限定し居る有様にて、塩鯨製  
造場のものも従来下附せし者に限り、支給する所存である。  
尚ほ又今年より塩藏所の就働人員の分割は必ず白人と  
する條件にて鑑札を下附する故に、是れ遵守せられし。

◎CMA幹事ドルトン氏及CMA塩魚魚肥部委員と

在る能産鯨輸出販賣株式会社代表者会見纏末

八月十七日、美府に於て州漁業大臣と会見の際、了解に基き、  
加拿能産鯨輸出販賣株式会社を代表し、本村岸三(本産製  
造輸出組合幹事) CMAにドルトン氏を訪ね、ドルトン氏以外にCMA書記  
イムズロウ氏等がCMA塩魚魚肥部委員

- ムレイ氏(ローネーパッカー代表)      フロート氏(カチアエマシク代表)
- グロル氏(ナイカベイパッカー代表)      ローゼンバーク氏(ヌツヤパッカー代表)
- ネルソン氏(ホルツマン漁業会社代表)      の諸氏列席す。

(以下会議概要)

ムレイ氏「我々白人製造業者は市場管理法を塩鯨にも適用  
してせらるべく政府に申請する程にして統制概念を州漁業  
大臣ピアソン氏に提出した。同大臣より、該案を既に聞かれし  
事と見ゆ、それにつき貴組合員(白人側は組合と認定せし  
獲獲)の意見を聞きたし」

本村「概ね白人漁業大臣より聞かされしも、萬一貴方提せると  
相違せる点のうへは、後日意見の相違を言ひ、場合もあやう

4

計られず依つて本日貴方より直屬薩摩を聴取し日系製造業者者に計りたる為の三政の說明とす。

製造割当は大体白人五割日人五割と了解し、ロカルボートの代表者は白人より五名、日人より三名とする。

製造割当は如何なる基準に依られしや。

貴方組合員は約十名との事、貴方にも十名あり、計ら

B.C. Packers, (Canadian) Sisking, Northern Packing, Mulam Bay Sisking,

Deep Bay Packing, North West Sisking, (Great) Packing, Jakaia Packing

Northern Packing, Blackwell Sisking. 依つて折半せらるる

本府、貴方十名中従来薩摩の生産に従事せず然も薩摩に

対し特別投資を為す者も有るが之等を加算して割当を為す

は如何。

前述十名は水産方面に相当投資あり然る處薩摩事

業の見込薄の爲め手控せしものにて有望をば生産する用

意は何時にこれ出来る故然製造割当に於る權利ありと思ふ

本府、製造割当五対五の比例を公平なものと思ふ然もロカルボ

を構成する代表者の五対五と云ふ貴方提案は公平なものと思はれるや

稍暫く説明せし。

加奈庵政府は加奈庵の天然資源に依り生産せし

物品を法令に依り統制する場合白人投資家が一方に考慮

優待される事は当然と思ふ。

本村、吾々も薩摩も該ボートに於て統制する意向あり。

先日美府にて漁業大臣と面談せし際は全然薩摩に

言及されず従つて薩摩も含み事は予期せかりと感ずる。

然し貴方提案が薩摩をル含み同ボートに於て統制するもの

ならん其の様案も承らるし。

薩摩も薩摩と同様漁業として取扱はるべき性質のもの

なのである。貴方提案はこれより五割日白にて折半し、同ボートに

て統制する計画である。

本村、小生の関係する米穀製造輸出組合は十九名の日系

会員も有し従来日本向輸出薩摩の殆ど全額を製造して

つ、ありしか由貴方十名に對する貴方十九名、然も割当は日白五

割売と云ふ貴方提案を其の儘吾の組合員は信じて居る。

此の差支へざるや。

本村、是れ支へざるや。白人製造業者の殆ど全部は鐵道業

に従事し是の關係上も薩摩も相当多量に取扱ふ故薩摩

の鐵道と比較して有利の際は何時にこれ薩摩に轉換する

か。

本村、是れ支へざるや。白人製造業者の殆ど全部は鐵道業

に従事し是の關係上も薩摩も相当多量に取扱ふ故薩摩

の鐵道と比較して有利の際は何時にこれ薩摩に轉換する

か。

5

可能あり、然して塩蔵すには精造工場乃至は魚肥工場の一部  
を使用せむ他は設備の必要なく、寧ろ寧ろと思ふ

本村「塩蔵の製造は割当は各積量を基準としてこれに照し  
塩蔵は今の教に依られし如く見ゆか、矛盾には決らずや」  
ドルトン氏「矛盾と思はず、現在の日本市場の需要を満たす程度  
の塩蔵は白人のみにて製造するも尚且つ餘裕あり、然し特に酌  
量して日系にも立割の製造高を割当てる次方を」  
本村「年度の総生産額は如何して決定するや」  
ドルトン氏「ローカルボードにて市場を調査し、需要に應じて年度の  
総生産額を決定し、然る後各製造業者方に割当てるなり」

本村「各自の生産額割当決定は必ず従業前と思ふか、然らば後  
日に於て生産見合せをせざる製造業者は振当せし高は如何するや」  
ムレイ氏「ローカルボードの権限にある」  
本村「ローカルボードに於て賣約後不幸にして引渡すべし貨物の  
出来ある場合は一般の連帯責任を買ふべきや」  
ドルトン氏「賣約は総べて Subject to Rack の條件を以てその憂ひなし」  
本村「塩蔵は従来仲買商が空賣りをせし應々引渡不能に  
陥りし爲の近頃は出荷保証をせざるは先物契約をせざる  
有様なり、これに關する意見如何」  
ネルソン氏「競はミスモノを如何なる場合と雖も絶対出荷保証せず」  
本村「品質不良に依る損害は如何するや」  
ドルトン氏「出荷主直に責任を負ふなり」  
本村「常備は如何決定するや、期節を通じて一定の値段を主張  
するや、又且毎月毎半は船毎に決定するや」  
ドルトン氏「従来より月毎に下押しと見る傾向あり止むを得ずと思ふ、兎に  
角ローカルボードに一任する外なし」  
本村「ローカルボードの費用は如何するや」  
ムレイ氏「ローカルボードを構成する代表者は總べて名誉職とす、他に一名  
の専門家及び数名の事務員を雇備するが、既に塩蔵の生産  
総額を幾万噸とし一噸幾く立給し、儲金する事として、幾万五千  
弗とす、充分と思はれる」  
本村「各自出荷比例に依り分擔する様に聞えるが、然らば割當金を  
如何にし、場合如何に處分するや」  
ドルトン氏「割當金は各年度の出荷比例に應じ、掃蕩すの或は  
次に年度へ繰越すか、ローカルボードの意見に委す」  
本村「大體賣方提議は判明した後、各組合員に傳達  
すべし、Country-Dispatchers の一層りし、應如何」  
ムレイ氏「其の應如何はローカルボードに任すべし」

以上大分會見經過を記述せしむればを要するに州漁業  
 大臣の意見は既に同業者の立場を有する解し管理  
 官の意見は更に明白同業者相互の理解ある共同を希望し  
 後に日京壓迫を表明するが如く口噴を洩らさざらん  
 歸米CMA幹事及CMA漁魚肥部委員に会見するに及んで彼  
 等の日京壓迫排撃の計画は明かた録録を表し去り先ヨに  
 漁業大臣として日京代表と会見せしめたる事其も單に彼等  
 の計画の全貌を先ず州漁業大臣の口を借りて吾人に傳達せ  
 しめ以て壓迫の才一撃を加ふる計たるに過らざるが如き觀あり  
 (阪令州漁業大臣の言辭は吾人に同情を有するものなりしにもせよ)  
 CMA委員の言の如く市場管理法の漁魚適用を政府に申請  
 すべからざる統制案概要を作成するにありても当然実効力  
 と統制を有し加ふるに多し平新業に経験を有する日京同業者  
 を除外して眞の統制案は作成し得るべく、生産割当の如く  
 も漁業に於ては工場敷に平等に、漁船は対水産業投資額  
 の比に依りて割当る筈、其他ホールボルト組織の不公平と殆  
 ど理論の外に超越せる机上の空論のみにして一として實際に  
 適用し得るべき点を見出し得ず。

漁船ビニ州本年産総額(過去五年間平均)	三二、六一〇噸
日京工場(十五ヶ所)合計 <small>(但しテ所 と都人経営)</small>	二八、四六七噸
内白人工場(十一ヶ所)合計	四、一四三噸
漁船ビニ州本年産総額(過去五年間平均)	三九、五九九箱
内日京工場(十九ヶ所)合計	三六、三九一箱
内白人工場(七ヶ所)合計	三、二〇八箱

(白人工場は殆ど全部産魚肥と産米)

斯の如くする時に於て排斥の爲めに殆ど手段を濫用する彼  
 等白人業者はあらゆる角度より手段を講じ従来黙許の  
 形をとりし漁業並に漁船鑑札問題にまで悪辣なる威  
 嚇懐柔を肆にして吾人多数の同業者を壓迫し製造全部の  
 統制を独断せんと策動しつつあり。

従来二十名に近き日京業者の手に依りて殆ど全額を回収せ  
 せしビニ州の漁船の如くも彼等の計画の如くは此期に平  
 等ならしめて全滅の惨を免れざるべく是れ吾人は断然日京等の  
 攻撃に對して堂々戦を宣し彼等の悪辣なる計画を一蹴して  
 日京同業者の基礎を確立し新業の安定を計画するの止む  
 を得ざるに至つたる次第なり。

高田の野郎は殆ど殆ど製造品幾多も多し経験を有する有力

7.

邦人代理人を排斥して白人のみをして經營せしめんとし、  
 市場管理の實施に關しても彼等は漸次に時期を急ぐ  
 或る節より確固する處に依れど吾人の反対其他の思惑を  
 顧慮しローカルボートの組織を意圖し白人ニ日奪人ニ政  
 府指定一として塩魚業全部を管理せしむる事とし、余  
 年より直ちに實施し吾人をして抗爭の機を失はせしめんと  
 計畫しつ、あつたの事、斯の如く彼等の辛辣なる計畫、  
 動貞た監視するに忍びざるものあり、若しこの儘に推展して  
 袖手彼等の言すかまに任ずる時は單に塩魚業のみならず  
 其餘への他の日英經營の産業にも重大なる關係を及ぼ  
 すべし、甘んぢるを見ざるも明らなり。

吾人として塩魚に対する市場管理法の適用は本と半時  
 期既に曉く到底完全なる準備をなし得ざるは明らかなる。  
 次方これに宜敷く實施を千九百廿五年度に延期し其あまた  
 一平間の時日を以つてし出来得る限り研鑽調査を慎重にし  
 より完全な近づく法規を設けるは製造業者は勿論、産業  
 自体に取つては有利なるものと思考するものなり。

(一九二四年九月十二日)

市場管理法の交渉

彼「天産物市場管理法」(以後「管理法」或は「管理令」と署名)実施を苦むに關し、  
日系植民、復讐両業者と数回会合の結果、「今年と既に時集を失しているので、  
実施を一ヶ月延滞し、充分研鑽を旨ぬ、同時に消費地側の調査、並に各不  
業者との瞭解を遂げた上、実行に移すことが賢明である。」との意見に到達したので、  
この旨を加念院製造業者組合(以後「C.M.A」と署名)に移譲したが、C.M.A.もこの意に  
応じしものつた。

ともとオタワ政府の「市場管理法」は連邦各州が実施しつゝ「天産物市場管理法」と  
比較すると「従」の立場にあつた。各州では農産物市場の乱調に依る農家の疲弊を  
救う爲めに、速早く、こぞつて管理法をしよう、麦、酪農品、鶏卵、ポテト等と云つた  
農産物の生産及び販売の統制を計つたが、これら農産物が州外移出とか、国外輸出  
向きの場合は、人工的統制不可能な立場にあつた。つまり法理上、各々の州内に於ける  
消費向きののみに対する生産、販売統制に限りしつゝと評議されたのである。  
そこでこの間隙(ギャップ)と埋める爲めに、オタワ連邦政府の援助を仰ぎ、所謂領政府  
の管理法が制定され、これが州外移出と国外輸出向きの農産物統制、販売を包含  
する役目を果すことになつたのである。(注、一般的にはこれら管理局と、領のものよ  
中央局「CENTRAL BOARD」、州のそれは地方局「LOCAL BOARD」と署名されつた。)

C.M.A.の植民統制提議も當時は「ベネット首相 (RT. HON. R. B. BENNETT, PRIME  
MINISTER) が總裁として帥ける保守党がオタワ政府を薦成してつた。従して保守  
党政権は英領存の懸念が強く、国内産業援助の爲めには、保護關稅政策を  
講ずる傾向があつたと思ふ。後でC.M.A.の提議は専ら農産物に適用されつた  
管理法と、植民關係に取用するものではあつたが、そのタイミングは一面時宜を得た  
ものと云われよう。(注、ベネット氏は四年の限界で總選挙を宣し、敗戦の結果、政界から  
引退、英國に帰国した。そして加念院に於ける功績に依り爵位を授かつた。)

日系植民業者はこの状態下でC.M.A.と交渉を旨むても効果もあからず、既に既に  
鯉漁業に入つたこととて、九月二十四日、所管、ワイヤー農務大臣 (HON. ROBERT WEIR,  
MINISTER OF AGRICULTURE) 宛の陳情書を作成、一と先ずこれを郵送し、續つて  
木村岸三と両業者の代表として、オタワに派遣することを決した。二十六日、農務  
大臣宛に代表者派遣の予告電信を發し、<sup>本村</sup>必要を參考書類と取り纏ひの  
郵便出發した。(この後、汽車便でありが、オタワまで四昼夜を要した。)オタワ  
行きの特等車券に名付た。「旅費道づれの送通し、<sup>本村</sup>すべしと言葉を交した結果、  
そのや一人は「J. J. 州検査總長付の次官、ペパー」大佐 (COL. PEPPER, DEPUTY  
ATTORNEY GENERAL OF B.C.) であることがわつた。オタワ行きの伝言に依りては多く語  
うつと、<sup>本村</sup>おのち、おのちの簡便に陳情をきくと云ひ話し、車券は發給のすつた。

翌二十日、ゴールドエック (GOLDEN BECK) で、「農務大臣より可及的早急に管理局長に会見されたい」と云ふ電報があつた。「日経市中」(日経信連) 線があつた。

九月二十日、午後十一時過ぎ、オタワに到着、シャトローリイ (CHATEAU LAURIER) に投宿した。翌朝、事前連絡に依り、或る要人(注、当人の了解に基き、氏名は愛知に在す) と面会した。岸口一喜先生が彼の痕跡をわからず、直ぐ引続き、「日系人は豊田を如えられると結果するが、それが弛緩すると、又氏がまをを出すらしく、七とのバラバラになる習性を持つ」と喝破された。近年は自発的に共同生産及び共同販売も試みた結果、今年二月株式会社を設立し、愈々勢力を拡張し、販売統制が可能なつた日と説明した後、陳情書の内容を簡単に述べた。その結果、政治家を帯びた者と依頼することは、寧ろ不利を招く恐れがある故、これを避けることを勧め、弁護士ニューカム氏 (MR. E. F. NEWCOME, K. C., OF NECOMBE & CO.) を紹介して貰ひ、早速同氏と懇談を言われた。

ニューカム氏に陳情書の写しを渡し、既に今期は管理法施行の時業を失してゐる点、自派生産者が<sup>協賛統制販売</sup>の協賛に賛同すれば、今年より民間統制を試みる用意のあること、又協賛取引の特異性等、大體概念を与えた。これに依り、同氏は農務大臣に面接、その意向を述べ、四日頃代表者と公式会見の機会を得ることとした。

二日、ニューカム氏は農務大臣を訪ねたが、閣議多忙の関係で、近日中には亦公式会見の約束は不可の能、然し管理法の件は急を要する故、是れ四日に、管理局の聴問会に出席して貰ひたいと希望された由であつた。これを例の「要人」と伝え、あの人には自派に関する知識が全くないで、面会を避けてゐると見える。若しそうとすれば、面談しても一利も得られぬ故、自ら自派管理局員に先ず印象づけることが急務であらう。あの大匠には後日面談の機は出さるう。との店であつたので、聴問会に出席することを約した。

### △管理局聴問会畧記、其の他。

一九二四年十月四日、於農務省会議室、自午後二時五分至、五時五分。

出席者 管理局長バートン博士 (DR. G. H. S. BARTON, CHAIRMAN OF CENTRAL MARKETING BOARD) 及び局員二名。

ビー、シー州、美府政廳内管理局代表、パラー大佐、

漁業次官フアラント氏 (MR. W. A. FOUND, DEPUTY MINISTER OF FISHERIES)

他にオブザーバーとして京大の経済学教授、口名

日系漁業、協賛業者代表、亦付岸云

日系漁業、協賛業者顧問弁護士、ニューカム氏。

先ず局長が「先般、C. M. A. 漁業及び魚油、魚肥部から協賛生産業者の申込み

を許す意思として、二州の協賛生産者販売を管理局に委ね、協賛統制の促進を期す

それと審議したが、今日は日系人漁業生産業者の代表亦村氏を迎えて、更らにこの生産業者に対する智識をひろめ、経営理局としての方針を決定したいと思う。ついでに相互の理解の爲の質問や参考料に當る意見を述べて貰いたい。」と挨拶してから日系人代表とニューカム弁護士と紹介した。

ニューカム氏は局長の許可を得た後、日系側から農務大臣に提出した陳情書に簡単に言及し、塩蔵業の用途過程、並に現在日系業者が計画し、既に実行準備が完成している統制案について述べた後、「聞く処に依れば、C.M.A.の提案中には地方局(Local Board)の構成、生産割当、並に販賣方針に不公平と見られる点があるとのこと、若し事實とすれば、生産者を危くする原因と成らう。従て斯業を管理法に依つて統制する場合には、公平を期する意味にて、斯業の損益に關係の深い人々による地方局を構成し、均等に既存の生産者及びその取引先等の立場を尊重する様勧めて貰いたい。」旨を述べ、遠慮なく日系代表者と質疑の応答に移ることを勧めた。

以下質問と応答を簡単に記述する。

委員A「亦村氏は生産者か？ 損益に直接關係があるか？」

本村「否、以前は生産者の雇傭事務員として勤めたことはあつたが、現在はC.S.H.E.の専務取締役と役と不監製製造輸出組合(以下S.S.E.A.と略称)の幹事と兼任してゐる。」

局長「先刻ニューカム氏から地方局構成に対する希望を述べられたが、現在統制下にある産物關係の諸地方局は總べて斯業に携わつた人々によつて構成されてゐる。従つて、若し漁業の管理法を適用する場合は、これ又、漁業關係者が地方局委員に當ることか不文律のようか、如何？」

本村「この件について、ビ、ミ州漁業局長ピアソン氏と面談した際、C.M.A.は日系委員五名、日系委員二名と提案してゐると聞いたが、事實か？」

局長「そう云う話があつたと思つたが、現在統制されてゐる産業の地方局は政府指名の委員長一名、業者の選出にかかわる委員四名として居り、委員長は漁業法に規定して有するのみとしてゐるので、この法式と違ふことかと思つた。」

委員A「日系人の委託送荷が非営中に悪影響を招き出したと聞くが、全部委託は、又か一部分か？」

本村「日系支店が委託送荷をしてゐる様々印象を受けましたが、先ずこれと否を定して、必要ならば白系の行つた委託の証拠書類を該市から取り寄せて復信することかどうか。該証は何年か前の漢習で殆ど全部が委託されてゐる。又加害は生産者か、入荷する以前にこれらも教信書の北洋物に日本に出廻り、これらの箇条が如何に生産の価値を左右する理由にも依る。該証も一部分委託するが、これは大抵委託と委託の間のものか、これまた、日本産の該証や該証の關係を

ものである。

司員B 「近年並常の塩蔵の生産量が減退したのは、採算が立たぬため、白系が事業に携わらぬの故と聞くが事か？」

亦村

「恐らず。農務大臣のステートメントの言しを見ても、これは判つて居るが、西岸には支那の経済的振興とか、農作物の不作等に依る購買力の低下が理由である。日露の従業して、白系は生産せぬように見えるが、これは単に表面にだけ見えるだけであつて、実際には日露の大部分は鯨が早期に辟まする際香港島東海岸で獲り、白系の鯨業する西海岸は獲り群衆が遠い。従て需要が僅少の場合、東海岸産のものだけとそれを満すから、白系は塩蔵の機会を失う次第である。但し白系には魚油や魚肥の生産の能があるが、日露にはそれに従業する能は下付されぬ。尚ほ又、塩蔵減産の理由としては、日露が自給的に生産制限を行つて居るからであつて、この点もステートメントに言されて居る。」

フアランド

亦村

「神戸に輸出される塩蔵が、全部を在形式で、支那に転送されると聞いたが、事實か？」  
「誤報である。元來神戸送り的大部分は朝鮮、台湾及び少量が大連や天津地方で消費されて居る。稀に上海及び品川の港は同様の支那商が神戸から購入すると聞いたが、これは非常中に珍らしいことである。支那駐在の加拿大商政官に各港別の通関数量を照会されて、それとこのステートメントにある各港別直輸出量と比較すれば、神戸から支那に転送する物の割合は僅少であるが、判つて居る。」

フアランド 「台湾転送する物の全部が更に廈門、福州、汕頭等に密輸入されると聞いたが、如何か？」  
亦村 「それは、加間には、絶対に密輸入行為は多く、断言出来ぬものと同じ意味で、少量の密輸入は否置し得ぬ。最近の例としては、上海送りの塩蔵が運送されるに先立ち、少量ではあるが、小売商の店頭に姿を現わす。これは市場中に生じた、私箱整備に際し、箱詰め不能の剩餘を苦力、<sup>フットコロ</sup>に入れて密輸入する為である」と聞いた。台湾の居住民は、極く少数の生畜と日本人を除く他は支那人であり、依つて対支貿易は盛んである。支那との近距離の關係以外に、積荷、荷主及び荷受人の種多性の為、<sup>大型運搬船に頼らず</sup>多数のジャンクが支那から物品と運ばれ、その帰国便の返り荷物の一部として、廣島の危険な運送を罰せられ、運送することは想像される。然し、これらジャンクの台湾入港は、同様の危険に取替るもので、帰港に際してもまた正規の手続きを終ることになる。その上、北清事変の關係、各自は支那の輸入後の一部がその賠償金を見替わりとなるため、各々自国人を各地の税関吏としており、これらが目を凝らして居る故、密輸入の機会を殆ど失つたものと思ふ。」

「先刻のステートメントにこの旨を述べたが、亦村もこの旨を述べたとして居る。」

フアランド

本村 「誠に夫礼、司員の方々が所帯でこれだけのを見て、ある方々の三三三もあるものと思つて、  
 でおこれの一部づつ差上げさせう。」とこつこステートメントを飛ばし、局長に「これだけの  
 かららぬと思つて、オアザパー各信が通流される間、質問と差をこせたい。尚ほ又、これの  
 全部の方々に最初に告げることと夫念していたが、ステートメント中に明示してあると致し、  
 品のものであつて、生魚に換算する場合の約三〇パーセントを加算するべきである。」と述べた  
 ので、局長はこれに應じ、暫く休憩を宣した。休憩後再び質疑応答を続した。

司員 A 「支那に於て、加奈陀産塩鱈の競争品は、その出廻り時期が異なると聞かれたが、如何？」  
 本村 「朝鮮物と殆ど同時期、種々物々春期に産出されるが、冷蔵庫を利用し、加奈陀  
 品より幾分早く市場に出される。露領産塩鱈は稍々早く製造されるが、  
 市場に出廻るのは同時期である。塩鱈と鯨より高級品ではあるが、近年支那  
 市場に輸出されたものであつて、従来の塩鱈需要の一部を目下食入されつ  
 ある。尚ステートメントには記載されてないが、最近シヤムやビルマ(Burma)方面から  
 グチの塩干魚が支那に輸出されてつると聞かれたが、これは特産加奈陀産塩鱈の大育威  
 と成るようと思う。」

司員 B 「此れに競争する品の品質は加奈陀産塩鱈と比較して如何？」  
 本村 「露領産塩鱈の問題外として、朝鮮物は甘塩で幾分勝る。種々産と同産品よりも  
 魚形は大きい。北海道製は所謂ツブ鱈ニシと称し、良質なると、竹胡詰めの特  
 行届りつゝ。」

フアランド 「日系業者の雇傭する漁者は給料制に依らず、利益のある際は払うが、それが  
 無い場合は代償なしと聞くが、如何？」

本村 「誤報である。開拓時代よりあつたことであらうが、一九二〇年、私が新業の会社に就  
 職以来、業界でさう云う出来事であつたことを聞かぬ。昨年度の月給と食料、  
 ヒユネより八の帯であつて、一部支給品以外に應々ボーナスと与える場合もあつた。」

ペプラー 「貴社関係の業者の投資額は如何程か？」  
 本村 「各店異れども、塩鱈事業の上、直に必要と投資としては、工場及びその設備は大体二百万、  
 中着網船ボート (TWIN SEINE BOAT) 二隻、二万乃至三万五千、テレダー、スリウト、アバ(浮子)  
 潜艇等、一万五千、オープンスリウト、各々八、九百名宛、漁船四、五千、  
 最少限度に必要と致、各々投資してつゝ。」

司員 A 「此らの工場や漁船は他と利自法と如何か？」  
 本村 「東海岸と西海岸に二ヶ所産塩鱈工場と並列してつゝ。漁船とテレダー船及び潜艇等  
 (僅し八月まで) 備蓄してつゝのみである。」

司員 B 「自給自足の業者と聞くが、産鱈の業者は如何か？」  
 本村 「従前があつたが、現下では産鱈業者は、塩鱈の業者と異なつて、僅し

カナデアシ、フィッティング会社とナイエモン中の塩業専業の工場を所産している。

役員A「自らは塩業専業が好望であるが、是れを見合せて中と聞くが如何？」

本村「それは先々述べた通りに、反面の現象がある。最大の原因は魚油魚胆の生産に  
利潤がある半面、ビーレー州漁業局が鯨が食用魚である故に塩業市場が  
飽和状態に達するまで、魚油魚胆の製造を許可せぬ方針をとつて、  
あろう。もう一つ、小さな理由として鯨の群集が不順な区域であるので、  
成金が困難な立場にあるためとも思う。」

役員B「数年未利益を見ずとどうもだが、如何？」

本村「一九二九年以前には相当あつたと思ふが、近年利潤が少なることは事實である。」

役員A「貴社関係の業者カイシカム、タキスを仕立つては如何？」

本村「無論仕立つては確信してゐる。但し、民間合資会社 (PRIVATE COMPANIES) であるから  
仕立金額は公表されてゐない。」

役員A「現存してゐる塩業業者もあろうが、これらは損失を蒙つた結果撤退したものか？」

本村「未熟又は不生産的の漁者と雇傭した結果、或は不漁に類いされたり、若しくは  
過度な拡張を計り、資金金欠乏に依ると思ふ。」

オズガ「主として日系の後進してゐる東海岸にも不漁はあるか？」

本村「漁期は九月中旬から次年の二月末迄であり、近年よつて豊漁期が異なり折りはあるが、  
不漁と云ふは一九二〇年以來二回あつただけである。」

オズガ「未熟な漁者雇傭の経験は？」

本村「漁業法が改訂されて、漁者の半数は白人乃至は土人を雇傭せぬがならなくつた  
年、新規雇傭の者は、船船式漁業に不馴れなため、暫くの間困つたことがあつた。」

オズガ「何故白人の馴れに漁法を用ひたのであつたのか？」

本村「東海岸の鯨業は潮流の速い海峡で行われる関係上、単船式や着網 (SINGLE SEINE)  
による漁獲が上々である。將來漁獲法が進歩すれば、単船式漁業も可能  
と云ふであらう。」

オズガ「東海岸で単船式による後進を試みたことはあるのか？」

本村「有る。一九二八年、たゞ一期だけ西海岸の工場監督として赴任した折、紐は豊漁が  
あつたが、鯨は一向に群集せず、十一月早々工場を閉鎖し、漁者と就業者を東海  
岸に廻すこととした。処が就業者はこの地を受諾したが、漁者はこれを拒み、一時休漁  
した。だが、一箇不漁を予言した漁夫が東海岸に赴いた。この単船式漁法の  
白人監督は西海岸でも最良と認められてゐた者であつて、東海岸でも漁夫の  
人数割りにすれば、相当な成績を挙げたのであるが、翌二月初旬、言ひ毎々  
獲るのめると云つて、又西海岸に出漁した。」

オアズニ「東海岸と西平内して漁獲と漁獲があるのと比べて、何故西海岸では不漁なのかい？」

本村 「理由がわらうが、東海岸で漁獲されるものと、西海岸のそれとは魚種が異なることは、水産試験所で研究の結果不明している。一九二四年、西海岸に於ては二万三千魚の漁獲があったが、その後より平々漸減し、一九三三年には二千八百魚に低下した。だが、東海岸では一九二四年は不漁に二万五千余魚を得ただけであるが、其の後は一九三二年（書省が自覚統制を行い、一万一千魚に制限した）を除き、例年大体二万乃至四万魚の漁獲を得てゐる。先年或る水産学者の意見を聞いたが、それによると、この種の鯨は海遊鯨とは異なる故、乱獲すれば無論其の後は早速に減少を来す、この時、漁獲を極度に制限すれば、これ又減少する。理由は餌料不足の關係で、魚体が弱つたり、幼魚が育たないからである。後二所滑ハツピ、ミゲイアム量に基き、例年漁獲と経緯するものであると云われた。この説は学術的には未だ裏付けられておらない、今後研究の結果も、事實と証明されたら、東海岸のハツピ、ミゲイアム量は、生息三万七千五百魚程度と云う訳である。」

局長 「貴社關係の会社は各々名義は異なるが、單一資本ではなないのか？」

本村 「(但し東西海岸に二ヶ所定工場を所有する)を除く以外は各々単行資本である。」

役員A 「貴社關係の各会社個々に対する生産割当は如何にして決定されるのか？」

本村 「過去五ヶ年の生産額、工場投資高、その容積量、歴史等を考慮し、各々の基準数字字が作成してある。そして、年度の総生産量を決定後、基準数字の比例に依り、各々の生産割当を決定することになつてゐる。」

局長 「以前は組合であつたものが、現在は株式会社と改組されてゐる。今会社にしたら方が、何らかの有利な点があつたのか？」

本村 「組合であつても徳義上何等かわりはないが、会社の方が商業化してゐるように見える、株金の払込みがある為め、支那商の信用度が篤くなるからである。」

局長 「支那商と直接取引してゐるのか？ 排日貨の爲め、日商は直接取引不能の立場に陥つてゐると聞いただけか？」

本村 「支那商の常顧客は一軒あり、例年相当多量な輸出契約を締結してゐる。但し對支貿易に携する者が、如何なる輸入商の手を經る場合と雖も整理してならぬこととは一段支那商(後取引に連絡されてゐる商人とも含む)の信用をもち得る手續を講ずべしとである。これは心理的(Psychological)なものではあるが、その輸入商の背信(BACK GROUND)を為す、如き階級の輸出高とか生産者が信頼することを要されること、取りも直さず如き階級と一段支那商の安心して取扱い、その取扱いが公認されることに懸念を感ずるからである。如き階級生産額が一階級日貨の対比となること、おそれられるものは、階級が如き階級を、階級を、二人及び三人と雖も之を階級化

人であり、工場就働者も漁者と同じ立場のものばかりである故、この証明書に依り、支那で消費されている。その無論、支那駐在の如奇院商敵官、或は輸入商が本國資本の場合には、自領事からも証明書と発行して貰い、それらの官を支那商に交付しているのである。」と云つて、これら証明書を出席者の回覧を促した。

オズニ「生魚は各生産会社が従漁に當るのか、それとも買入れる場合もあるか？」

本村「日清中に漁業鑑札を下付されるものが二軒あり、これらは直島従漁している。他は

白土人船長が下請けして従漁する。生魚を購入することは甚だ稀である。」

オズニ「漁者及び工場就働者は日、白何れをのみ、又東、西海岸のそれに異なるところがあるか？」

本村「西海岸にて従漁している日系各社の漁者は全部日、土人であり、工場就働者の

五割以内は日系人雇傭か可能な法規政、これかすもらわれている。東海岸に於ては

漁者、就働者双方とも日、土人五割、命は日系人に可と制定されている。」

局長「市場管理法に依り統制した場合、従来よりは好価格が得られるか？」

本村「現今の情勢より見て、恐らく変りはないものと思う。理由はステートメントにある

通り一般的に経済界の不安、支那国内の疲弊、為替相場の下落、輸入税の

昂騰等悲觀材料のみである。現在準備完成されている我々の自発的民間統制案

は、支那商と心理的に刺戟するところが少なく、寧ろ最大限度の値が得られるものと確信

している。局長には詳細に判明していると思うが、現に施行中のピーチ州ポテト管

理法につき支那系の農業者や取扱人が管理局に反抗態度をとつてゐる。その結果

ホレの一部の農業者を利してはつてゐるが、荷捌きは渋滞勝ち、産物の一部を放棄

する有様で、産業者全体としては好結果を得てゐると思えない。従つて、これを

バロメーターとして見ると、支那系人の反抗が鎮つて、支那の情勢が好転した場合

始めて塩魚管理法の効果があらわれるものと思つてゐる。」

局長「今年の売値の見込みは如何？」

本村「昨年と大體同程度と思う。為替差額と輸入税日印騰が禍いせぬが最良と

思わぬがなすまう。」

オズニ「昨年八月愼宣が成立し、市価が續々安定したものの、その後この愼宣が破れ、乱売に

終つたと聞いたが、事實か？」

本村「或る態度事實である。一昨年、日系組合に於て統制愼宣が成立し、売約量文けを過度し

残余の漁獲は多量に売却した。この愼宣と連続するものであつたが、昨年

或る仕度高が多量に売却し、その結果を旨と大に宣伝した為め、愼宣之破産し、

市高に乱賣をふたした。然るに愼宣に約四千担の在庫をせし、一時各々目卸した

「これら愼宣の破産は、現存のうちに愼宣精神が強固に保たれ

て、愼宣の破産は、現存のうちに愼宣精神が強固に保たれ

ことよ、喜ぶがしろと思ふ。

局長 「ニューカム氏とローカルボードの薦めを公平なる代表制度に依るべし」と主張されたが、代表者とは何の意か。制度を以て公平と見らるべきか。

木村 「特にお前の同意はどうか。ただ公平なものに公平と見る文句である。」

ニューカム 「ボードの委員数に対する局長の意見を述べて貰えば、回答に都合がいいと思う。」

局長 「依りに五名として如何？」

木村 「全員を生産者から選ぶ場合には当社関係会社中より三名を選出したい。理由は生産者数、生産量と比して他と比較して多く、市場の関係もある故当然と思ふ。」

局長 「生産割当に対する意見は如何？」

木村 「我々が適用した方法に依るものと思ふが、自系生産者は罐詰とか、魚油、魚肥と畜産の為め塩蔵関係の投資額が複雑と見られる故、依令が、単に現存工場の過去五年とか、十年間の生産記録に依り基準十数字を決定するのでも一方法と思ふ。」

役員A 「ステートメントに一九五二年の総生産量二五、六〇七吨、内貴社関係会社の生産量二四、〇八八吨と明記してあるが、これらの生産記録は如何なる方法で得られたか？」

木村 「漁業省は検査の上、品質証明書を交付して居り、例年その記録を公表するので、これを参考にして毎年記録して居る。この他各船積各港向り積荷、各地輸入商の取扱量等も船会社とか、通関記録などを取調べて編纂して居る故、必要なら近日中に提出する。」

役員B 「割当と十一年間の生産記録を基準にしては如何？ 以前は自系も相当塩蔵費に参与して居たと聞かれたら如何？」

木村 「それは何年遡るも良いと思ふ。開拓当時も船積制度もあつたし、無論品質検査法もこれより前のつたので漁業省に当時の記録はあつたが、漁業省の記録が正確な裏書は出さうにどうもわからず、何時からでも差支えらるものと思ふ。」

局長 「記録を古い記録が得られようか？」

木村 「復して貰うが、意外なものも見あたるかも知れぬ、無ければそれでよい。」

ニューカム 「至難なことと思ふ。日系人に対する漁業記録が削減されるまでは、塩魚生産は殆ど日系のみが参与して居たと印象を受け居る。日系船ゲルネット漁者の船積も削減されたと聞かれたら如何？」

局長 「何故削減したのであるか？」

ニューカム 「理由を知らぬが、記録を有する日系漁者を除き、未熟な、欧州移民の一部に對しては、将来帰化することを条件として漁業記録を交付したの事、言へて居る。」

「アランド」政州多民に高きと云え、総額を得せざる為め、その他色々の事情に依り止るを得ず日系の鑑札が削減されたものと了解されたい。

「ニューカム」東海岸が西海岸に比較して、鯨の群衆が早いこと、漁獲が確實で、且つ量も多いと聞けたが、これらの点につき、漁業次官の意見を伺いたい。

「アランド」の事である。その点日系は誠と幸いと云えよう。

「本村」開拓時代から永年苦勞して、塩鯨業に最適を区域と見て投資した次第である。然し、今禁は出漁を延期してつる為め、或る程度犠牲を払うことになると思う。

「アランド」塩鯨業も東海岸で開拓されたもので、依然として有利な立場にあることと云う事がある。そして沿岸運賃の点でも西海岸に比べて恵まれている。

「局長」塩鯨を統制して、販賣契約のみに頼ることは不可能であろうか？

「本村」絶対不可能と断言はできぬが、何印（ブランド）と云つても漁獲区域や時期に依つて魚形魚数、或は斑点の色あい、塩蔵の硬軟度等の関係で各々消費が異なる故、必然的に当中顧客との連繋の關係で取扱業者もまた異なるのである。従って好価を得るには相当数にのぼる輸入業者と当地に招き現品を見せる必要が生ずるよう

思う。これを以て比較的数字にしか売れぬであろう。正當な代価を得るには、従来通り委託制度に依り、慣習通り積込港倉庫で品質実見市中と信じた後、仕切り精算を得るとせねばなるまい。

「局長」塩鯨産業者は鹽法業者の邪魔になるか？

「本村」一九二二年にはキヤム鹽法製造が見あわされたので、止むを得ず殆ど全部を塩蔵した結果塩鯨業者等は皆、或る程度の損失を蒙ったことがある。塩鯨は大体キヤムに限られており、鹽法業者は左程侵入するとは思わぬ。大部分の塩鯨業者は教養並の

中着網船を所有して、その漁獲物を塩蔵している。ただフレージャー河に於てはギルネット漁法のこととて、幾分その可能はあろうが、實際は漁業の物の消費

費にこそは歓迎される關係上、鹽法工場閉鎖後に多く塩蔵される。従って対抗

（クラウシ）する場合も少くはないと思う。

「アランド」寧ろクラウシすれば自然に漁者の収入が増加するので、漁業者省としてはその方が望ましい。

「本村」元々塩鯨はキヤムの鹽法需要が無い。結果創始されたもので、鹽法工場の閉鎖後にもなお且つ漁者が収入を得る点があると思ふべきであらう。今年も北洋の

豊漁、農産物の不収、禁のやまなど、加害の危物となつては悪条件が存して、ついで、皆に見込難いと思ふ。

「局長」北洋漁と加害の危なキヤムの比較は如何か？

不付 「北洋物の魚形は加奈陀物の約七割五分、外見は銀色にて、肉の味は良い為め  
 東京及びその近県では特に歓迎される。又近年「荒巻」と呼ぶ薄塩漬物が  
 多量に産出され、北海道函館の冷蔵庫を利用して消費される文り運送せられ  
 いる。この製法は目切れが少きので、冷蔵庫保管費用以上の増収がある。且つこ  
 西海岸の日系生産者が該製法を用い、美原の冷蔵庫を利用してある。試験  
 的のもの故、私も手傳ひ態々海洋冷蔵庫運賃の特別割引の契約を得て、輸出  
 したことがある。成績は良かったが、海洋冷蔵庫運賃同盟率（CONFERENCE RATE）を仕  
 つては豫算が立たず、運送出来なかつた。」

オプデニ 「冷凍鮭として輸出しては如何？」

木村 「それも試みられたことがある。最初は当地の既製品を輸出したが、弱味が落ちてあつたので、  
 所謂お頭付<sup>オモツケ</sup>つて多量の為めに大失敗と終つた。次回は西海岸物を頭付<sup>オモツケ</sup>にして、これもまた  
 美原の冷蔵庫を利用、冷蔵單貨同盟率を払つて輸出したが、引合をなかつた。」  
 司員A 「東洋向うに塩漬を製造しては如何？」

木村 「北洋では相当大量に生産されてゐる。加奈陀でも少量産出があるが数回試みられた。その後  
 たし一九三〇年のエニヤに、バークス氏 (Mr. G. A. BIRKS OF BIRKS, CRAWFORD, LTD.) が香港向け  
 の契約を得て、これをアサシス島付近、ライオリス島で日系人(佐藤惣右エ門氏)が下請け  
 製造した。バークス氏の依頼で品質調査に赴き、香港送付として塩漬わきが軟かく  
 見えたので、箱詰めの際幾分手塩<sup>テビレ</sup>を増す原に注意した。その時の派では鹽漬に  
 不適當な物だけを塩漬したが、それでも魚価が高く香港渡し (C.I.F.) 一屯 三七、八串  
 程度では利潤は殆どないと聞いた。」

局長 「時間も未だ充分あるから遠慮なく質問と應答を継続されたい。」

オプデニ 「管理局側の質問完結後、暫くの間を与えて置きたい。」

局長 「今のうでも宜敷い。」

オプデニ 「先刻局員の質問に対し、代表者は心理的な關係上、一定取引に關連してゐる  
 支那商であつても、なお且つ此等の信用度を篤くすることに依つて加奈陀と經濟  
 的に利する。民間金融の方が支那商を心理的に刺戟する処が少くない。又折角の  
 ポテトの市場管理に、当国側の支那系人が反抗態度を保持してゐることを流  
 されたが、支那人の心理がもう少し理解できるように話して置きたい。」

木村 「漢字で充分に説明できたらが最善と尽して見る。当国側の経験したこと、及び対支取引上  
 得た智識以外のものは、且つ日令で學んだことのある際支那系大漢日報主筆

馮氏と漢文に明るい友人に尋うものであることを、前もつて断つておく故、この点を  
 ついた。支那人は一般的に昔時かう文筆と持つた大國に生とうけてゐることを非常  
 に誇りとしてゐる。自らを中華人と稱し、他を總べて北狄、西夷、南蠻、東洋人と

と呼び、故にその誇りと大目人の尊大さと認め、外には広い態度を示して、非常に態度と  
言人する民族である。そして、特に團結力が強く、同族間に於ける宣伝と態度に信  
ずるところは習癖と云ふ見られる。従つて直接又は間接に取引のない支那商であつても、此らの  
信譽を信すること、この信譽度が一般大衆に伝わる効果がある。しかじかの物と云  
信用で云つると末端まで伝えられるのである。

他の商品でも同じことと思つたが、塩は先ず輸入商があり、その商店には(外商  
の場合)必ず支那人の買弁(Compro)が雇傭(但し給料制度に依らず、總取  
引額の概ね二パーセント程度の口費で売上金全額の責任を果たす)されつゝ、中間  
取扱業組合(Fish Guild)が大體四段階介在する。茲に此らを依りてA、B、C、及び  
Dの四組合と呼び、各組合には五乃至八商店程度が加入してつゝ、廻りAは必ず  
輸入商から購入しBに売り、BはCに、CはDにのみ売す慣習があり、この段階は  
絶対に跳越せざる組織にまつてつゝ、この組織を経て漸く卸商に渡り、それから  
小売商が入手するのである。然るも此れが一輸入商に対する一系統であつて、依りては輸入  
商があれば、大體の場合之系統の繋りがあるのである。且つ或る輸入商が上流の一大  
有力者と極秘に頼み該系統の簡單化を計らうとしたが、上からは勿論のこと、下から  
働きかけても遂に成功しなかつた。理由は此の繋り間に生じてつゝ信用度と、大體一年に  
單に二回の決済期という習慣が守られつゝるのであつて、その半年六月末と十二月末  
(何れも旧正)には必ず決済せぬが、各商が保てぬこととなる訳である。その際失踪しても、  
新に信用度を築くことは殆ど不可能で、余金を賑々と苦力として送るほの途はな  
のである。

故に保守して、当方では〇〇産業を管理法に依り統制し、数量を限定し、価格の  
変動を防ぎ、買人にも此れが有利である故、斯々の代理店と契約されるようと思ふに  
任える。先方は他店から求めようと云う。その店は公認されつゝ、故に公認代理店  
から懸入されたいと伝えても逆効果と云ふ上、各商を失うという心理で、遂に取引  
を見合せることにならうらしい。此れはポーター管理法實施を見た印象であるが、  
依令統制と云ふ新時代の經濟原理であることと氣づいても、支那系人はやはり永  
年に亘つて生じた取引系統である故、この慣習を固持すると思ふのであるらしい。又、  
同時に如何に取引条件や品質の相違をなくとも、農家は其の一定の取扱店に、取扱店  
はどこにその農家の物と云うようになり取引先々の選択権が持てぬこと、各商を失ひ、誇  
りを傷つけられたという心理に陥るものと想像される。

大體此の「支那人は皆誇りを持つ」といふのは、流産業者が懸念に叩頭するのを  
見ると誇りらしい気持をジンと云ふように思ふが、

「此れは支那の祖傳の誇りである。支那人は独立心が非常に強い。従つて商人で

あつても店主、洗濯業者も独自の店主なり、又土産を持つて野暮を依つてゐる者も  
主眼を以てあり、農家の主である。つまり昔風にまえば皆一戒のまである。やゝ異なるのは  
各々その職業そのものに対してであると思つてゐる。

支那に以て支那と云う誇がある。これは、外国人が支那を侵す者があれば、  
他の外国人を用いてこれを征する意であると聞いた。そして、この巧妙な  
手段が不能に終つた場合は、侵入者を支那の大海に呑む(つまり支那の  
大海がこれを同化してしまふ)と信じてゐる。

先年、数年支那に滞在した一自派人が帰朝したので、その歓迎会が催され、  
それに出席した。時間が迫つても主客は見えず、開会時間三〇分を経過  
して漸く出席した。この時隣席の支那系友人が、「支那に数年居住したために

大人振つて態々遅刻するとは苦しいことだ」と小声で話した。そして、「これは支那  
でも悪癖である」と気づいてゐるものもあるが、大人ほど遅刻する古い習慣を今も  
踏襲してはゐる。おつし、未だ支那人にはなやうならぬ外国人が、然つても外国でこの悪癖  
を街(チヤウ)うようでは、みんなにヒンシュクされる」と付け加えた。ここに支那人として  
古い習慣は支那人であるが故に捨てられず、許される。然つし、往時から

培われて来た支那の文明や習慣のホレの一部を知つたにすぎぬ外国人が、この  
習慣を模倣することは笑ひぐさに値いする」と云うのであろう。我々外国人としては、  
支那人にこのような心理がある点に留意せよはなるまいと思つた。

オプザ「余程以前に経済と心理は微妙なからむと耳にしたが、仲々興味ある話を知つた。」

亦村「浅学な私に、ヘタな英語で失礼した。」

オプザ「仏語調の私の英語よりは聞きよかつたことと思ふ。」

亦村「余りほめて貰ふと、今後英語を勉強しなくもなることが恐ろしい。」

委員長「必要ならば大體聴取したと思ふが、他に質問は……、無ければこれをもつて  
一應閉会する。この件については充分研究を言収、最善を期す考である。尚、代表  
者には必要に応じて更に意見書といひ、参考書類の提出方を願ひかゝも知れぬ故、  
是非あと数日滞在されよう願ふ。」

亦村「承知した。」

以上

右会議中の委員長、役員及び漁業系次官の各質問を再検討すると、多分今日系が

能く勝つてゐることが感ぜられたので、更に意見書、参考書類を提出することを話し、

翌五日ニューカム氏に相談した。その結果

一、日本人に依つて開拓された漁業であり、東洋とその消費市場としてゐる。

二、漁業が漁業の大體半數を占めてゐる。漁業は輸入品の輸入と漁業を以て二人でゐる。

三、必需品は加高配商社より購入し経済的にも貢献している。

四、既に自給的に生産、販賣機構を成立し、自給以外の生産者にも参加の手を延べている。  
五、右(四)に基き、今春以来各地の取引先に各自の販賣区域の了解も得られ、販賣区域の  
拡大も見てゐる。

六、今般市場管理法を實施することになり、輸入業者と混乱させ、紛糾を起し、購買  
業者の信用を失墜する。そして、管理員が寧ろ不利な立場に陥る恐れがある。

七、自給と出漁を延滞してゐる為め既に損失を告じてゐるが、自給は何等犠牲を払つて  
いゝまい。依つて、差別待遇と非難される恐れもある。

上記の實情に鑑み、市場管理法實施を一ヶ月延期し、販賣業者と充分理解  
の機を与え、次第より整理した<sup>付録に依り</sup>出賣することや、漁業者全体の為めに有利である。  
と云う(五)日の意見見書作成を決定した。ニューカム氏はこれを完成し、午後三時三十分

局長バートン博士に手交した。(注、この意見見書の寫は英文のままか 一頁に添付)

六日、漁業省に旧知のホイットモア氏(MR. A. J. WHITMORE, SECRETARY, WESTERN DIV.)  
(マニトバ以西、四州)を訪ねた。市場管理法施行の対策かと云つて、「或る人から聞いただけ  
に依ると、塩魚に管理法を適用するよう自給業者から提案があつたが、單に

抽象的な云ひばかりを付けてゐるに過ぎぬらしく見え、所管大臣は魚のことには全然  
判らず、困惑してゐるらしい。その半面、日系側は充分調査して、克明な統計や参考

書類を提出して、整理とした理論で管理員の聴聞会に望んだとのことだが、或る  
行方は如何を模倣かといふ尋ねられた。「評判は良いわも知らぬが、タイミングの点で

樂觀は出来ぬ。今春民間漁制が日系間と成立し、既に西洋方面の取扱業者  
とも色々の解を深めつゝのた、為で破棄したら、信用を失ふことになる。日系人が

信用を失墜したと、一部自給業者は喜ぶかも知れぬが、事實はアベコボで、準備不十分の  
まま管理法を適用すれば、東洋の取扱業者はマニツバものと断定する。故、効果は

あがらぬ。この様な見解は、自給の大部分にとつては解り易い筈だろう。若し、  
無理推しに今期から管理法を施行すれば、塩魚産業者は全滅どころでは無く、

衰微を招き、将来滅亡するかも知れぬ」と話し、聴聞会でフアレント氏が「フレイジャーは  
鹽漬業者と塩魚業者の間にはクラッシュのあることが望ましい」と述べた上、眞意を尋ねよう

と思つたが、これはホイットモア氏を苦しめる結果となるかと再考、中止した。「バートン博士は  
農務次官になる筈だ。農務大臣に面会したら此は、アポイントメントをつくる」と云つて

くれたので、早速これと懸念だ。その後二年半の水産界の事柄を語り合ひ時とすした。  
度々、管理局長に面会したが、まだ考慮中とのことであつて、農務大臣に面会し、

鹽漬業者の管理方法を實施することの不利を云つて一應印象づけ、この活動の  
ため、我々が必死の努力を要する。あつた。



十月十日午後十時、政府は地方局委員選出とC.M.A.から選出する事がある。地方局委員  
 合議の上、これを選定する事、変更方奔走願む」と来電があった。先ず政府は地方局  
 委員長を任命し、委員長が業者全員の会合を催し、そこで地方局委員(業者の代表)  
 四名を選出して、地方局が推薦されるということに既に九日通告したにも拘わらず、この点が  
 充分理解されていまいか、又はこの法式の変更がの能という意見に基き、推察して来た  
 ものと違ふ事とした。十二日早朝ニューカムを前夜、これに對する意見を登した。同氏は  
 「地方局推薦はもと甚く弊例がある。従つてこの過程を阻むよう進言をすることを以て  
 望むべきである」と注意された。

△ステイヴンズ商相と会見

十月十二日、午前十時邊、商相を訪れた。既に他の面会人名が待機してつたが、業  
 界人は早速商相の室に忍び入れてくれた。挨拶をすし、かう、非営中に多忙に見受けられる  
 故、都合よくついで午後六時ウツリ時間と与えてせうらつては如何と尋ねた。暫く旅行  
 したため色々と輻輳もしてつるが、これが政治狂の一端である。この会談も自分も望んで  
 つたもので、又職員の一つであるから、決して時間と制限をつけたいからその務りである。か  
 意見の交換をしよう。と云つてくれた。そこで、ニューカム氏から管理局長に差出した意見  
 見書の概要を述べ、「既に時機が遅れた為め日系は相当な打撃を受けつるにも  
 拘わらず、彼等の自発的統制案に日系の参加を誘導して、全業者間相互の信頼度  
 と深めるよう勤めよう。当初C.M.A.提出の地方局構成案に甚だ不公平と見られる点が  
 あつたので、強引に今期から管理法を實施することになり、差別待遇のソレリと起らずとも、  
 若しも日系人に疑念を抱かせば、将来後調をさすたがう結果をさする恐れがある」とも  
 云えぬ。それにも増して大叩きことは、市場方面に於て是れを、理解と与える時日が無い  
 為めに、買入側の理解が得られず、失敗に終る危険性が多分にある。依て今期は  
 一と先ず民間統制を行い、充分な研究を遂げた上、より以上完備した、政府の管理法  
 を實施するとすれば、消費地に於ける不安要素をさす、塩魚と産業は増進するこ  
 と思う。とつを繰々話したのを、商相は頷きながら聞きとられた。そして、「C.M.A.一部門の  
 提案に拘わらず地方委員会議の件は局長の注意に依り既に修正された。  
 現今の経済情勢に鑑み、各州に亘り産業統制が行われ、法律上のループ、ホールを少なく  
 策として、政府も管理法を制定したのであるが、これらに依り統制が非営中に効果的  
 であり、政府はなるべく多くの輸出向産業に該法を適用し、産業と経済の早進を計る  
 ことになつたのである。たまたまそこをC.M.A.塩魚、魚油魚肝油部門から提案があつた為め、  
 審議する運にちつたが、これは過激であつて、決して日系人の差別待遇を目的としたもの  
 ではない、三業者全員の早進計画であることをよく理解されたい。当局としては統制案を  
 に目覚め、既に一度案の急進を有する日系塩魚業者があることを言はしてつる訳である。

今後多岐の産業にも統制を計画してつるので、万一段階で不公平を取扱ふはあつたと断言してこれでは終つては墮落に瀕する恐れがあるので、管理局としては非常中に慎重な態度でこれに當つてゐる。後、若し実施と決意した場合日米塩魚業者会全部の散逸と必要と認められる忠告と与えられるよう懇う致すのである。トニー（高相と斯く云ふ）  
(加拿大製造業者組合西部四州の幹事長ドルトン氏 Mr. Hugh Dalton, SECRETARY GENERAL, WESTERN DIVISION, CANADIAN MANUFACTURERS' ASSOCIATION) 且日米代表者オタワ滞在中に未市し管理局の懇問会に同席の希望であつたが、旅行の途上各市に立ち寄りぬばならぬ関係上、間と合ひがあると申せしめた。昨夜致書し、シヤトーに投宿する予定と聞つた故、午後には未訪すると思ふ。忠告の点を先分伝え、若し統制実施の場合、C.M.A.側が終つての点に公平を取扱ふよう注意しておく。又実施の際、万一不公平を取扱ふと受けられた場合は、遠慮なく直ぐ当方に通報されれば、必ず適宜な処置を講ずることを確約しておく。と云われた。この会話に依り、ドルトン氏が地方局委員長に任命されるの能性が高厚と洞察したが、それは言詰と表わさず、永らく時間をさいて貰つたことを謝し、「今夜帰路の途につく所存である。若しドルトン氏に寸暇があれば、一應面会してはと思ふが貴意は如何？」と尋ねた。それは好機に気付かれた。トニーはC.M.A.の用件都合で、帰路が数日遅れると思ふ故、若し未訪したら、是非時間を繰合せて面談することを勧めよう。と云つて握手した。

午後、ホイットモア氏に帰路の挨拶をし、フアランド氏にも伝言方を頼んだ。ニユーカム氏に高相と会話の様を報告し、管理局の動向は晩中に通報して貰うよう依頼した。それから、「要人」の留守室を訪れ、裏面からの後援を謝し、帰路の挨拶を述べておいた。宿に帰つて、デスクでメッセージを受取つたら、ドルトン氏からのものであつた。早速C.M.A.オタワ支部で連絡し、晚餐と共にする約束をした。午後五時、晩中より「はなむけ」を、本日終つて決定する旨、回報を得た。帰路を告げ、「と受電したので、ニユーカム氏に照会した処、誤報であることが判明した。しかし旅程を変更する必要はない。」  
午後六時から食卓と囲み、ドルトン氏と会話に移つた。同氏は塩魚に対し管理法適用の場合、地方局委員長に就任方の相談を受けたいが、他の輸出入産業多岐に亘り漸時適用される計画故、これらの委員長も勤めぬならぬ立場になると想像されるので、トロント市C.M.A.本部に於て先人方打合せ後でなければ、法面の決定がどうも、と語つた。そこで、管理局の懇問会や高相との会員の打ち合せの話を聞き、今期から統制を實施することを地方局委員長会が激意中である。

と云ふ事、今期から統制を實施することを地方局委員長会が激意中である。

当面することと述べたが、何れも実施決定の際に日露漁業協会に對する不当な圧迫  
 とか、不公平な割当と認めることの無いよう、特に留意されたといふ。ドルト氏は  
 は高相からも色々と思見や注意すべしことを聞いたが、若し実施されるならば、  
 漁業統制が甚後引續き為される他の輸出産業管理の範例となる訳で  
 あるから、差別的な圧迫とか、不公平な取扱いという声の起らぬように勤めること、特に  
 業者間の信頼度を篤くし、円滑な運営の方法をもちたすことに留意すべし、点を  
 強調し、「これに依り、昨午君が報告したことを回顧し、充分理解した故、若し  
 委員長の席をしめる場合があれば、是非とも補佐して貰いたい」と述べ、かたく握手さ  
 せられ、別れた。

(注)一九二二年、ビリー・パッカーズの社長から、例年英國に於て、日露漁業協会の製成品  
 が消費される頃を見はかり、当州産産鮮鱈法の販賣強化遂行に勉めつつあるが、

日露物が我々の予想より遙かに多量との限り、失敗とわさわさする。これは入手する  
 生産量の報告に杜撰な点があるからであると思はれる故、是非後助されたい」と依  
 頼を受けた。各方面を調査した結果、日露漁業協会の製成品量はビリー・パッカーズへの  
 報告と合致してつづき、この他、<sup>オキナワ</sup>沖獲、北千島、樺太、及び少量ながら北海道、青森宮城

両県に於てまで製鱈されておられ、総量はビリーのそれを凌駕し、これらの大部分を  
 日露漁業がその一手販賣代理商を通じて売却してある。そして全販賣料金の見  
 返りに、空罐用材(TIN PLATES)を英國から購入してつづる実情であつた。これを報告して、

日露との販賣波瀾と勧めた処、同業者間に依然として日露協会のメメ出しと主張する  
 ものもあると思ふから、是非C. M. A. 製法部門で説明して貰いたい、と述べられた。そして

出席者は少少あつたが、簡單な点から報告会議が催された。その席上、日露漁業が  
 悉く全部の日露製鮮鱈法の販賣を司つてつづる為め、つい日露の製鮮鱈量調査を

依頼されたのであろう。依つて調査側では日露の實際量を報告したことで、このこと

と思われる。越が日露漁業以外に、相当致りのぼる大小製法会社があり、ビリーの  
 量と凌駕している。然も輸出製法代見返りとして、製法用以外の空罐資

材までも購入してつづる実情であるから、これら日露物を英國市場から排除する  
 企ては無謀に見え、決して成功しないと思ふ。寧ろ日、加双方が接近しあひ、如何に

して両国の総生産量を有利に売却かと云う点まで到達すべきである。業者  
 間相互に信頼感を生ずるようにならねば、双方共不利を招くと思ふ。これは又余談で

あり、既に考慮されてつづるかも知れぬが、<sup>各</sup>漁業会社は漁者の教育普及の面がある  
 と思ふ。日本の沖獲り製法も広い大原原で行われつつある。母船(工船)が数隻の漁船

船をいよいよ一船団を為し、数船団が出漁してつづる。そしてこれら各船団間で、天候

運送、潮流、水温、塩度、水色の濃淡、魚のかかる深度、魚獲の数量等を記録

電信で連絡しあつて、各々試験した。漁区を変更して趣意をあげてゐると聞いた。当地の漁者も何の漁者がとらぬか、自分の網にかかると云う様を狭い料見を持たず、互に研究しあひ、連絡を傷み、好結果とあがるよう勉めることが望ましい。また、日本のエギバアラスカヤピリレーの誌を漁獲してゐると漁業界で問題視されてゐるが、公海で漁業されてゐるため、今の処、如何ともすることが出来ぬらしい。ただ従前に漁獲してゐる功果はなかり、研究の上、これらの鯊族が太平洋西部沿岸のものとか、又は西部沿岸のものとか、カムチャツカ方面のものが交流するとかを裏付け出来ればよいと思ふ。遊弋して成長する資源を一方的に手の中におさめることは、やがて無に帰する訳であるから、心算的に米、魚、貝露四ヶ国間に鯊族保護規定を締結する気遣がせし、これが完結されたり、鯊族保存が可能な限り、昔が永久に漁獲できることになると思ふ。と述べたことがあつた。ドルト氏が回顧した。と云つたのは、これを指したのであつた。

十月十二日、夜半にオタワを立ち、十六日早朝帰京した。総費用は旅行費、滞在費、諸費用一切を含めて、九五一帯九四仙であつた。約三週間分として、日格守りだが、これについて最も適当な「要人」の後援があつたこと、又従来法治面の問題を専断的に取扱つて来たニューカム氏が興味ある始めの経験であつたとして、弁渡士料を低減してくれたことに負うものであり、最大の感謝と捧げぬがらうまい。

早速其の後の模様を電報を以てニューカム氏に照会した処、「今週中には決定せぬ。充分連絡を保つてゐるが、進捗があれは直ぐ通報する」と返電が来た。

十月十六日、C. M. A. 木材部門中の米国産輸出向きの屋根板 (WESTERN RED CEDAR SHINGLES) を管理法に依り規制すること、閣議で決定した旨、内報を得たので、漁業の問題も近々閣議に上提されると予想された。

### △漁業管理令の實施の発表

一九三四年十月二十三日、ニューカム氏より在米通商電信を入手した。

「管理令は漁業の統制案を昨日決定した。これに依ると、ピリレー州漁取港渡し、漁獲五五、〇〇〇吨以内、塩鱈二〇、〇〇〇吨以内、総べて現金取引を乃至は積荷の完成と同時に効力化する信用状設置制度に依る。漁業者の品質証明書と以て購買者と保護すること。地方局の構成は、C. M. A. の選定する委員二名、C. S. H. E. の選定するもの二名、知了して委員長は統制するべき製菓品の生産及び販売に投資関係の持ち主の一名と漁業次官が選定すること。全委員は十一月三日以前に任命され、委員長は二対二の場合に決議を有する。既存の販売店にして地方局の規定に應ずるものとの差別する権能なし。加拿大商務官は年度の需需の高と通報すること。知了して割当は不公平なよう毎時決定すること。地方局は知了市價の通報及び一般的代理店を司る代理店を選定

する機能があること。以上。官報は完結され次方郵送する。  
 これでマア感のあつた事、態に、愈々直面せぬ事をためことと考へた。  
 十月二十日、ニューカム民より二十六日付の「各送」された「官報」を入手した。次にこの  
 「各送」命令、二五五〇号、一九三四年十月二十二日を掲載する。



# THE CANADA GAZETTE

PUBLISHED BY AUTHORITY

OTTAWA, MONDAY, OCTOBER 22, 1934

## ORDER IN COUNCIL

[25601]  
 AT THE GOVERNMENT HOUSE AT OTTAWA  
 Saturday, the 20th day of October, 1934.

HIS EXCELLENCY THE GOVERNOR  
 GENERAL, IN COUNCIL

PRESENT:

E. J. LEMAIRE,  
 Clerk of the Privy Council.

### SCHEME

UNDER THE NATURAL PRODUCTS MARKETING ACT, 1934

To regulate the Marketing of Dry Salt Herring and Dry Salt Salmon produced in the Province of British Columbia.

### INTERPRETATION

1. In this scheme, unless the context otherwise requires:—

- (a) "Marketing" includes the preparing for market, and the buying or selling or otherwise disposing of a product and the shipping of a product for sale or for storage and subsequent sale, and the offering of a product for sale, and the contracting for the sale or purchase of a product, whether the shipping, offering or contracting be, to or with a purchaser, a shipper or otherwise.
- (b) "Producer" means a person owning and/or operating a plant for producing dry salt herring and/or dry salt salmon.
- (c) "Product" means dry salt herring and dry salt salmon, or any variety, grade or size thereof.
- (d) "Season" means the period during which the taking of herring and salmon and the salting of same is permitted under regulations of the Government of the Dominion or of the Province of British Columbia.

**WHEREAS** the Minister of Agriculture reports that a representative number of persons engaged in the production and marketing of dry salt herring and dry salt salmon, the product of British Columbia, have filed a petition to have approved a scheme for the marketing of these products;

That the said petition was referred to the Dominion Marketing Board, and after having amended the same the said Board recommends the approval of the scheme hereto appended; and

That the annual production of dry salt herring varies up to approximately 55,000 tons and of dry salt salmon up to approximately 20,000 tons, the whole of which is exported;

Therefore His Excellency the Governor General in Council, on the recommendation of the Minister of Agriculture and pursuant to the provisions of section 2 (e) of the Natural Products Marketing Act, 1934, is pleased to designate and doth hereby designate the aforesaid dry salt herring and dry salt salmon produced in British Columbia as natural products, to which the aforesaid Act shall apply;

Further, in view of the foregoing, His Excellency in Council on the same recommendation and under the authority conferred by the Natural Products Marketing Act, 1934, is pleased to approve and doth hereby approve the attached scheme for the regulation of the marketing of dry salt herring and dry

plus such added period as may be necessary to permit of the marketing of the product.

### DEFINITION OF THE SCHEME

2. There shall be a control and regulation of the marketing of the dry salt herring and/or dry salt salmon contemplating and including the establishment of a cash market f.o.b. British Columbia shipping ports for the marketing of all the dry salt herring and/or dry salt salmon produced in British Columbia (varying in quantity in past years up to approximately 55,000 tons per annum of herring and 20,000 tons per annum of salmon) and all orders for the regulated product shall be accompanied by irrevocable letters of credit the proceeds of which shall be available upon the delivery of the goods to the ocean steamer. Certificates of inspection shall be issued by the Department of Fisheries of the Dominion of Canada for the protection of purchasers.

### CONSTITUTION OF THE LOCAL BOARD

3. (1) There shall be a Local Board to be known as the British Columbia Salt Fish Board and which shall consist of:—

- (a) Two persons to be appointed annually by the Meal, Oil and Salt Fish Section of the Canadian Manufacturers Association (British Columbia Division).
  - (b) Two persons to be appointed annually by the Canadian Salt Herring Exporters Limited.
  - (c) A Chairman to be appointed by the Dominion Deputy Minister of Fisheries who shall not be directly engaged or have any financial interest in the production or sale of the regulated product.
- (2) Members of the Local Board, including the Chairman, shall be appointed within two weeks of the approval of this scheme, and, in each succeeding year, prior to the end of August of that year.
- (3) In the event of absence or incapacity of a member of the Local Board an acting member may be appointed by the Meal, Oil and Salt Fish Section of the Canadian Manufacturers Association (British Columbia Division) or by the Canadian Salt Herring Exporters Limited, whichever appointed the absent or incapacitated member.

CONTINUED ON PAGE 42.



地方局委員

漁業増進を期す十月二十四日地方局委員長としてドルトン氏を任命し、又 C. M. A. 魚民魚商漁急部は二十五日臨時總會を召集し、在りて地方局委員を選定し、たと報告を得た。

- 委員 ムレイ氏 (Mr. SAMUEL K. MURRAY, OF B. C. PACKERS LTD.)
- 全 ネルソン氏 (Mr. RICHARD NELSON, OF NELSON BROTHERS FISHERIES LTD.)
- 他は補欠として、(但し記名順に従い委員の代行とする。)

- 補欠 ローゼンバーグ氏 (Mr. SIDNEY M. ROSENBERG, OF CANADIAN FISHING Co. LTD.)
- 全 ドーアゼイ氏 (Mr. J. J. DORSEY, OF NOOTKA PACKING Co. LTD.)
- 全 ロード氏 (Mr. HARRY D. LORD, OF A. B. C. PACKING Co. LTD.)

十月二十五日 C. S. H. E. 幹事室にドルトン氏より「二十五日付領市場管理局幹事」ホッパ氏よりの電信に基き、貴社より地方局委員二名並に必要致と思われ、補欠委員を選定の上、これらと報告して貰いたい」との通信あり、更に官報入手次第郵送する旨、電報で連絡があった。

枢密院令に依れば、これの登布後二週間以内、地方局委員を選出することとなり、今後は地方局の討議に移る訳であるから、C. S. H. E. は三十日に臨時總會を開催し、在り委員と補欠を挙げて、これをドルトン氏に通報した。

- 委員 木村岸三 (C. S. H. E. 専務取締役)
- 全 松山豊蔵氏 (松山商會代表者)
- 補欠 鈴木康藏氏 (COMICHAN SALTERIES 代表者)
- 全 白石敬市氏 (PACIFIC SEA PRODUCTS EXPORTERS LTD. 代表者)
- 全 吉田慎世氏 (S. S. E. A. 代表者)

なお、二十六日付にエオタワのホッパ氏 (Mr. W. C. HOPPER, SECRETARY, DOMINION MARKETING BOARD) より官報「ニユソム」二十五部を入手したので、返信にドルトン氏宛通報の旨を添付した。

此で、茲に一つ固つたことが既に決行済となつてゐた。

これはワイリアムス弁護士の意見に基き、日系は十月五日から出漁し、C. S. H. E. は約一、二〇〇屯の塩鯊売約を完結し、出荷済となつてゐることである。即ち、

全 平安丸積	二〇〇屯	CF 神戸	一屯より三八屯
全 青筒船テイレダラス (TYNDAREUS) 積	約五〇〇屯	CF 香港	〇屯
全	二〇〇屯	CF 上海	三七屯
全	約三〇〇屯	CF 神戸	三七屯

として、十一月蒸出しとして、若し管理法が實施され、場合は管理局の承認を

付帯条件として

青筒船イキレオン (IXION) 旗

全

500 匁 CIF 香港 一匁 30 匁

500 匁 CIF 上海 一匁 30 匁

500 匁 CIF 神戶 一匁 30 匁

500 匁 CIF 香港 一匁 30 匁

500 匁 CIF 上海 一匁 30 匁

500 匁 CIF 神戶 一匁 30 匁

明宇丸旗  
広隆丸旗  
氷川丸旗

合計(契約済)

上記二項より無商管理法が効力化される以前に買入れたものである限り法律を犯した訳ではないが、漁業省の品質証明書を交付しており、各船会社からは積取りのニュースが出たであろうし、「管理法実施遅延の虚を伺った」という一種の感情を自派はさしはさむであろうことである。その半面「今期は既に暗潮が遅れているにも拘わらず、無理難しに管理法実施にもしこんだ」と日系はみている故、今後この感情のしつれを如何にして融和することができようであろうかと心痛された。

地方局息会

(十一月二日午前十時三十分より、於C.M.A.会議室)

出席者、ドルトン委員長、本局委員、山崎委員、ムレイ委員、ネルソン委員及び幹事代理、ワインズロー氏 (Mr. R.M. WINSLOW, ACTING SECRETARY)

一、委員会招集状と承認。

二、各船会社方ニ五六〇号が提示され、議事録に編入を決す。

三、委員長及び各委員の信任関連書類が提示され、各々承認、該書類全一冊を議事録に編入方と決す。

四、領管理局と委員長間に取りかわされ、此の電報も提出され、これに依り地方局構成が

法律上有効化した証左を得たので、これらの議録編入を決す。

五、地方局の事務所をメインスビル、西ベンダー街、ドニ (B.C. MINING BUILDING, 402, WEST

PENDER ST., VANCOUVER, B.C.) の一室に開設すること。レントは一月三十ポンドとし、電話を

架設すること。(動議、ムレイ、木村) 承認。

六、ウィンスロー氏を幹事に任命し、心算を事務員に地方局の委員会の承認を経て

雇傭すること。(木村、ネルソン) 承認。

七、今期の会計監査は汁理士バター、アンド、シーエン (BUTTR & CHIENE, CHARTERED ACCOUNTANTS) を

招請し、その報酬は委員長に一任すること。(ネルソン、木村) 承認。

八、事務所用シール (SEAL)、帳簿、文房具其他必需品並に印刷物代等の出費を認める

こと。(松山、ムレイ) 承認

九、取引銀行はローヤル、バンク (ハステングス街とホームー街の角) 支店とし、小切手は総べて幹事が

その署名に当り、委員長、或は委員長不在の場合に委員の一名が副署すること。(ネルソン、

松山) 承認。

十、勘定書は総べて委員会に提示し、その承認を経て支払うこと。(ムレイ、木村) 承認

十一、(緊急動議) 予算審議の必要があるが、これの審議に先立ち、委員長と幹事に暫時

退出して貰いたい。(ムレイ、木村) 委員長と幹事は動議を了承、一時退室。

十二、委員長の年俸を二千六百ポンドとし、幹事の月給を百二十五ポンドとし、両氏の承認を得ること。

(委員四名に之審議、合意の上、該案に委員長と幹事の承認を得て通過。

ハ、A、予算。

組織費

12500.000

レント

3250.000

電話代 (一五〇ポンド及び長距離用三六〇ポンド)

510.000

電信代 (国外用と含み)

600.000

文房具、印刷代等

300.000

事務手伝報酬

1500.000

幹事俸給

1500.000

委員長年俸

3600.000

雜費、臨時費、並に準備金

5950.000

合計

19000.000

委員長のその任務に要し、其の費用、或は委員長の地方局の業務に帯びてをす旅行等の費用、臨時費、又其準備金より支払うること。  
右を地方局運用上の警備予算とする。 (ムレイ、松山) 承認  
九、市場税として、産産品に課税各一箱に於て十五仙と各出荷主、又其の代理人より徴収の上、出せ荷許可証を發給すること。(ムレイ、松山) 承認

(委員長より石市場税徴収の徴収付与方と領市場管理局に電信を以て申請すること)  
午後十二時二十五分、委員長より休会を宣し、午後三時十二分より総会することを宣言した。  
午前中出席した全員が再び集合、午後三時三十分より総会を開いた。  
一、午前中の議事録の下書きが提出され、字句の修正がなされた。

二、「鑑札」の点を審議し、在密院令に依り、生産者自身の鑑札と、輸出販売に  
際して用いるものと、二種に區別されること、が指示されてゐる点を明確とした。

三、各定期航路船の出帆表入手は簡単であるが不定期航路のものも必要なので、  
これの出帆表は大凡の東洋着港期日の調査と幹事に依頼した。

四、「販売価格基準」の審議をなし、C. I. F. (商品価格、保険料、運賃を含む)  
東洋各港渡しとして各々値を定むる了解に達し、最終的定議については  
更らに審議を重ねることとした。

五、今期(一九三四年)「塩鯨生産量」につき種々審議の結果、二万五千吨に  
限定すると決定した。

六、「生産割当」に付る色々意見が述べられたが、重大事項であるので次回に再審議  
することとした。

七、「販売値段」を審議したが、C. S. H. E. は既に十月物約二、〇〇〇円を契機、政府の  
十一月以後出荷されるものの値段を次回に審議することに決した。

午後五時三十分、委員長は休会し、明後九時三十分集合することをした。(以て)  
(委員長より、本村氏に夕食の借りがあつたので、今夜はそれを払い戻したい。任教科上の実務にと  
決して借入れのほうから借つて夕食と共にした。と云い、ムレイ氏は先約があつたので、ドルトン、  
松山、ネルソン及び本村の四名が夕食をした。)

十一月三日、午前九時三十分、昨日と同じ人員が集合し、会議を開いた。  
一、塩鯨生産量総計二万五千吨のうち、その六割を東海岸にて、四割を西海岸で  
生産すること。(動議、ムレイ、ネルソン)

塩鯨生産量のうち、その六割五分を東海岸にて、三割五分を西海岸に於て  
生産すること。(修正動議、松山、本村)

採決の結果修正動議が敗れ、第一動議が通過した。  
(委員長は漁船中隨時再採決して右項の改革を計ることが望ましいと示唆した。)

二、各工場に対する塩鯨生産割当問題を審議したが、協議を要するるので、決意を  
延期した。

(ムレイ委員長は他の面会の予約があり、退場した。)

三、「鑑札」の件、今期は既に生産、輸出されたものが相当多量なつたので、鑑札の  
輸出許可制を實施する文に止め、  
(本)各生産者は、生産鑑札及び輸出鑑札(何れも三割)の申請を

すること及び今後と輸出を先見せしめ、輸出許可証を交付する点につき、輸出方を幹事と委任した。

(四)右の旨新聞紙上にも広告掲載方を幹事と一任した。

(五)塩業者より出荷済のものの報告を仰ぐことと通告、市場統の輸入を管理し、併して総統済の工本、假輸出許可証(Pro-Forma Export Permit)を交付するに必要の幹事と委任した。

四、当業者鑑別、輸出販賣商鑑別、及び輸出許可証の発給作成の件を幹事に委任した。(ドルトン氏呼出しあり退場、指名を依り本村が本委員長代理とす。)

五、領事館或は商政の官の証明節約の件。塩業の出産が割当に依るため、今割当され、必認節約漁業者省又各給の品質証明書が取扱の旨に關係上、第一取引まであつても多額の証明料を要するので、此の節約方法として、漁業者省に原簿し取扱のものとして認められた旨を作成して貰うこと。

(ドルトン氏帰堂、委員長席につく。)

六、C.S.H.E.塩業節約の件。本村は在り報告書と提出し、説明を加へた。

「C.S.H.E.の生産者は管理法の動向を見る為め、漁開始を例年と比べ約二週間延期したが、好漁期(同時に好魚質)と違つて十月十五日から着業し、既に五千トン余を生産した。そして需要地の引合ひに應じて市価を見計らい、左の通り」

(不)売約出荷済 約二二〇〇吨

(巨)売約済 二、八〇〇吨(管理法実施の場合に管理員の承認を付帯条件)

(八)売約折衝中 七〇〇吨(今前)

と云う行程にある。衆知の様に支那商との交渉は速急に且進捗しなむことであり、二三仲買商ともおたらい値おかしな次第である。

塩業取締をタンク舟に必要以上長期に保留すれば、変質するし、箱詰後これを風にとらると同時にこの荷物はその重量と水分含有の關係上、船底積上されるもの故、少くなくとも出航期日の五日以前に船側に回漕の要がある点も輸入の留意せられたい。

なお、五箱と通称一屯とするが、取引は習慣に基づき正味二一〇〇封度と以て一屯とし、売価も諸般に依るものである。

(不)売約出荷済

船名	出航期日	送荷先	箱数(屯当C.I.F.高)	売価
平子丸	一月二十七日	神戸	一〇〇〇	三八・〇〇
テインダリアス	二八日	香港	二、五〇三	四〇・〇〇
全		上海	一、〇〇〇	三七・〇〇
全		神戸	一、〇九一	三七・〇〇

豆売約済

イキシオン	二月一日	香港	1,000	3,400	(仲買込)
全		香港	2,000	3,400	
全		上海	1,500	3,200	(仲買込)
全		上海	1,500	3,300	
明字丸	一日	神戸	2,500	3,275	
広隆丸	一日	神戸	2,500	3,275	
氷川丸	一日		1,500	3,250	
全		香港	1,650	3,650	(仲買込)
全		香港	2,500	3,650	

(八) 売約折衝中

イキシオン	一日	上海	1,000	3,300	
氷川丸	一日	神戸	500	3,250	
全		基隆	2,000	3,500	以上

右報告と審議の結果売約出向済のもの及び十一月十日出航予定のイキシオン号並の締結されたり、これに承認すること、併して明字丸を含む此以後のものに付し値は再審議を俟つことと決定した。

午後十二時十五分休会し、五日午後四時より續会を催すことと成つた。

十一月五日午後四時、委員長、木村、板山、ネルソン、ローゼンバーグ補欠(ムレイ委員の代理)と幹事が意見を合した。

十一月二日及び三日の議事録が提出され、船員の決議に之を承認。

二、取引銀行関係の諸書式が提出され(動議ネルソン、木村)承認。

三、在密院令第六項一地方官の調査権能に關する十月三十一日付領事管理局ホッバー幹事の報告の要領が提出され、これに議多、録に記入することと決した。

四、輸出許可証の雛形が提出され、一稿口放を登給することと決した。

五、輸出許可申請書の雛形を承認。

(A) 右申請書には公証人の証明を要する故、輸出商の便宜を計る為め、幹事の公証人任人何方と委員長とを依頼した。

(B) 公証料と一通五十仙宛とし、徴收され、料金全額は地方官の収入に繰入れること。公証料の登給する鑑札雛形と修正を加え印刷所に交付すること。なお、鑑札申請書は

提出することと決した。

七、輸出商に登給される鑑札は雛形通り承認。

八、本報告は提出のニエース、メディアありて報告の本文と承認。

九、塩産塩課の整理、運送にあつたと思われ、各汽船会社に対し、書留郵便を以て、鹽出  
許の証の件を通告することと幹事の委任。

一〇、各産鹽業者の産鹽原令ニ五〇〇と申送し、必要なる各事項を通告することと  
幹事の指図した。

一一、幹事提示の各印刷物の雛形を承認。

一二、各工場に対する塩課生産割当の件が議題となり、東海岸一五〇〇〇吨、  
また西海岸一〇、〇〇〇吨をその区域毎にて経営する各工場の数に従い、各々  
割当ると云う意見が多数を占める空氣であつた。

委員長は質問に答へ、「地方局は生産工場鑑札を取締る(調整する)権限は  
あり。これは州漁業省の職管範囲に属している。地方局は生産鑑札の  
下付これ以外の工場に対して考慮は与えられぬが、鑑札を有する真実な  
(BONA FIDE)生産者と差別待遇することは出来ぬ。若し鑑札を有する工場が  
生産せぬかつた場合には、その割当量は他の生産工場に再割当とする。」と  
説明した。

(そこで不村は、割当審議前に、割当基準に關するものと、それに関連する  
意見を是非共全員の聴取して貰うたいので暫くの時間が与えられたい。)と  
云い、委員長の許可を得て、左記の清らつを繰返した。

「私は数年以前より、余りに多数の仲買商が活躍する為めに、売提供の数量が  
市場に於て  
重複して伝えられたり、輸入商に対しては多くの引合の電信を登する為め、かえつて  
生産者に不利をきたすを見、塩課に統制販賣を要することを痛感した。そして、  
徐々C. S. H. E.の生産者と統制販賣に誘導すべくつとめ、漸く一昨年迄々濃き  
すべし、効果を得た。但し残念なから昨年より外面からの誘惑と、あやまつた市場関係  
の樂觀流の流布され、強約解除を止めなくされた。然し、自由販賣に依り苦行  
を求めた生産者は、いよいよ統制販賣の必要を認識して結束を固め、そして  
自派産鹽業者がこの組織に賛同するものも、このワケは相入を歓迎するまじら至つていた。  
たゞ、たゞ生産者に領管理法適用の機運が生じたので、私はオタワに赴き、統制  
販賣の必要を認識してゐるが、

一、今年は管理法実施の時期が既に遅れている。  
二、前意不足のこの管理法実施の踏切れは、東洋市場に於て管理司の信用失墜の  
危険がある。

三、今年と民間統制とを兼ね、準備を完成して明年から管理司の運営が望ましい。  
と各関係者の説得につとめたことと委員長の承認の事である。

先日にも委員長の答へ、二万五千吨を現在判明している工場に割当して、  
復法又は新産鹽見下を要するものがある場合には、これらに及ぶる新産鹽又は

結産量を加増してはならぬと云う意見はさへ出たが、若し新産を決定すれば、東洋市場に供給不足の混雑をきたらし、管理局の威信失墜を意味すると思ふ。

もともと管理法は色々の生産量をその衰微状態から救い、更に早速を計ることと基本として論み出されたものと了解してゐる。従つて、若し此が的確ならば、先ず既存の生産者を援け、産量の安定をみた上で新規の参加者を迎へることこそ至当であると思われぬ。一部自派人の間では、日系塩業業者が例年より早く産し、遂に現今の衰微状態を脱した。その証拠に初期輸出のものに相当高価に売却されたが、段々と下落の途をたどり、自派には生産参加の機会が乏しい。と云う懸念の風評があると言つた。東洋人の日産入量品(ステーキ、フード)と当田を視察される産額に価格の変動はあり得まいとする見解は甚く成る程うかつた風評であり、そのために日系塩業業者は謙譲の矢おもてにまなされてゐる次第である。処が、若し価格変動不可避な理由があるのである。東洋ではこの祝儀商買と云う習慣がある。期節毎に出荷される色々の魚、野菜、果物等に對し、各商人は相当高値を払い仕入れをなし、消費大衆はこれ又それを承知して、或る程度価格に拘泥せず購買し、初物を口にしたりと云う満足感を味あうのである。無論おしなべて収入の少ない東洋のこと故、収入に準じて各階級が各々徐々に求め、何々を何時口にしたりと満足するのであるが、下層階級は期節を近くにつれて漸く消費者の仲間入りをする次第である。日系塩業業者も、此が専業であり、謙譲、或は魚油魚肥の生産に携る途は閉ざされてゐる文に、好んで塩業を営み出す市場ではあり得ない。故に価格維持には尚更に真剣であるが、右の習慣が踏襲されてゐる市場では如何ともその打ちようがないと云うのが実状である。従つてこの委員会では、現今の日系に對する謙譲は的外れであることを充分理解して貰ひたい。

いま、委員長が管理法の一部法文を明確にされたが、これに依ると、この管理局には生産額を取締る権限はない。口、生産額を有するものを差別待遇することはできない。とあつた。これに加えて、日系人が他と排除する為めに故意に売り上げを減らしてゐると云う印象を従ふよう受けつゝものは、管理法実施に依り、今後市価の変動が防止されることを懸念し、早速生産参加を計画するものと考へられる。処が市価の漸落は消費不可習慣や、消費大衆の収入の甚だ低さの依るものであるから管理法を以てして早速市価の好転もあり得ない。その結果生産回復、或は新規に参加したものは出賣がおれなくなり、粉砕を招く恐れがあると思考される。依つて委員会として、何等かの方法を講じ、少くとも新規参加するものを思い止まらうとするが、あると思ふ。

管理法をめぐり、給付を言及してゐる件は多々あるらしいが、一例としてポテト管理局があげられる。管理法実施の経過を期待し、新規にポテトを植つけた農家が續出し、その管理員は耕作反別 (Acreage) のみを基準として市場向け出荷量を決定したものと報告されてゐる。然るにポテトの収穫量は生産額に依り、又取引先との交渉次第で

特別事情も介在してゐるので、品質不良にブランプを添へるものも当然ながら、エーター当りの  
収穫が多い為めとか、取引先との交又(合ひ)の爲めとか、品質のものを減らすと、品質の  
夜陰に於いて後出と計る農家あり、これを阻止する爲め、誰か法的手段と、管理局  
を中心に各農家の懸い争ひが繰返さるゝ様様である。これは管理局法の効果  
を過大評価し、多数の農家がポテト栽培に手をつけた結果と見られる。  
管理局がその発足当時に現存するポテト農家のみを一とせず対象として  
運営し、市販関係を充分調査の上、徐々に新規農家の参加を許可する方法  
を採用しておれば紛争も大體避け得られたであらう。

右の例を見ても心痛されるのは漁魚の生産割当である。漁獲のみに止まらず、  
やがては漁船割当の件にも当面する時期があるであらう。このうち考慮に入れ、慎重に  
考究して漁船の割当方針を定むれば、後日漁船の割当と成す場合矛盾を  
生ずるかも知れない。法文に依ればエイクアブル、ベシス (EQUITABLE BASIS) 即ち正当、正しく、  
公平、或は偏見の無い基礎にて割当と決定することと成つてゐる。依て単に漁船数だけ  
を基準とする場合と総生産量と各工場に対し平等に授分することとなる。或は私に  
右の基準が管理局の主旨では無いと断定する。若しも平等に分配すべきものならば  
明かにパーティ(PARTY)に依り割当するものと示される筈である。

ポテト管理局の耕作反割で割当が行われさえも収穫量の相違が紛争の一原因と  
となつてゐると見られる。そして漁業にもエーカーレジと成す筈がある筈は無く、漁船を依て  
漁獲に差多あり、豊漁(BUNPER CATCH)所謂(ドサ)の場合には容積量や完備した設備  
如何に依て生産量が左右される。後で漁船は漁船数のみでなく、当然過去の実績、  
容積量、投資額等を考慮し、これらを含めたものを基準とし、割当と成すべうだ  
あると確信してゐる。

甚だクドいようであるが、若し弊はすみに漁船数のみを基準にして漁船の割当と  
決定すれば、次期には漁船の生産漁船の申請が繰出し、不文律に依り平等に  
割当と強いられる危険がある。斯くては秘密に割当と売買するようは不徳業者が  
現われなうとも限らぬ。管理局を悪用、或は冒瀆するようは行為も未然に防止せぬが、  
やがては管理局を破壊に導くと懸念される。

管理局を中心に相剋を重ぬるのでは無く、何卒一正当に割当範例を確立して、この  
生産者の懐問、法の機関に寄つてたいと希望してゐる次第である。以上。

右懸念を終まてより、容積量を減らす。生産者に参与する工場の大體の見当をつけられるが、  
確定したものでないから、依て

州憲法第17条に漁船を主産品と認める時、限を決定するや否や、確定を得るや否や

52  
競争に指図した。

そして、各工場産出量割当の審議に移り

1. 西海岸の十工場に各々一、〇〇〇担宛

2. 東海岸の十一工場に各々一、二〇〇担宛を割当てる、と云う意見が出て、これが通過する

ように見えるので、本村は再度立つて、

「エフイダブル、ベリスに依る割当は、平等を割当とは全然異なるので、云う私の理念は的を得たものであると信じている。正当な割当基準をつくらねば、

漁民は産業に粉砕を蒙り、やがて此を哀徴に導くことが死んだ此の産地、私は此の

持つ割当基準に對する信心を奪つことは、委員の職責をけがすものと思つてゐる。知らぬ歴史—過去の実績を一顧もせぬような冷酷、且つ不公正を貴の審議に参与

することは決してしてはならない。と口唇をわらわらせながら叫んだ。顔面を蒼白として激昂し、

横をわらせ十五分程休ませた。再び割当の件に戻り、委員長は「エフイダブル、ベリスとパリテイは異なるとする。本村委員の叙述は正しいと思う。これと

東、西海岸の産出量と決定した際、工場数に依らぬことを見てもうなづける訳である。正当な割当基準が樹立できれば、これに勝つことはないが、好漁、不漁もあることであつて

不動なものに到達するには非常に長期を要する。この点C.S.H.E.が決定を達したことは、

羨望に堪えない。処で、既に生産期に入り、出荷を要するものが有るが、法的順序としては

先ず生産割当と決定せぬが販売契機も、出荷も出る。依て、再審議を前提とする漸進的割当をしたいと思います。是非全委員が合意で決定して貰いたい」と述べたので、

△ 漸進的産出割当

1. 西海岸(十工場、各々一、〇〇〇担宛) 合計一〇、〇〇〇担

(工場所在地) NOOTKA

NOOTKA PACKING Co. LTD.

BLACKWELL FISHERIES LTD.

B. C. PACKERS LTD

" " "

COAST PACKING Co. LTD.

NELSON BROS. FISHERIES LTD.

NORTHERN CHIEF PACKERS LTD.

CROLL COVE

KILDONAN

SAN MATEO

McCALLUM BAY

"S.F. TOLMIE"

E COOLE

NORTH WEST FISHERIES LTD.  
 GREEN COVE SALTERIES LTD. (日本)  
 VINCE & Co LTD. (日本)  
 口東海岸(一一工場)各々(一五箱四包)合計一五、〇〇四包

DAVIS ISLAND  
 GREEN COVE  
 SARITA BAY

CANADIAN FISHING Co. LTD (日本)  
 T. MATSUYAMA & Co. LTD.  
 S. TANAKA & Co. LTD.  
 J. KASHO & Co. LTD.  
 CANADIAN SALTERY LTD.  
 MORESBY ISLAND FISHERIES LTD.  
 COWICHAN SALTERY LTD.  
 PACIFIC SEA PRODUCTS EXPORTERS LTD.  
 YIP SANG Co.  
 B.C. FISH SALTERIES LTD.  
 PACIFIC SEA PRODUCTS EXPORTERS LTD.  
 NANRIMO,  
 NEW CASTLE ISLAND.  
 REID ISLAND  
 " "  
 " "  
 NORTH GALLIAND ISLAND.  
 " "  
 " "  
 " "  
 " "  
 OTTER BAY  
 MAYNE ISLAND

割当目的上、五箱を以て一包と視すること。

以上。

一三、「漁鯨販売定義」販売提案(SALES OFFER)は一稿に未償の依り、C.I.F 東京各港別  
 とT.C.I.F.

取引の仕組へて、出荷書類と引替えに現金払いとる信用状 (IRREVOCABLE LETTERS  
 OF CREDIT) 変更、提回、又は廢止不可能な信用状) 設定に依ること。

契約は正味二、〇〇封度を以て一包とし、着費と積取船側測入、積荷の一副を併り、  
 二分の風袋を得て、平均目方を算定すること。

販売提案に際しては便宜上五箱を約一包と視すること。

一四、「漁鯨輸出商払い口義」はC.I.F. 値段の四割、但し最底一箱より一箱(何れも未償)とし、  
 としてこの決定の効力化はイキレオン号出帆後、即ち十一月十八日以後とすること。(動議、  
 ネルソン、本村) 承認。

一五、「イキレオン号以後の販売値段の件」は次訪集会まで延期すること。 合意承認。

一六、上海及び香港駐在の加念陀商警官宛に、地方官の構成され、今訪集鯨の鯨産量と  
 二五、〇〇〇包に限ると決定、積出積荷物及び積出予定のもの、洋設を通知し、同時に天津  
 駐在の商警官に上海より報告して貰うことと委員三と一任すること。 合意承認。

午後七時休会し、再集會は委員長の招集に依ることとした。

4-2

RE BRITISH COLUMBIA DRY SALT HERRING.

In reviewing the industry which we are now so much concerned about, its history goes back as far as 1903, when Herring Dry Salting was first started, utilizing the fish which was then more or less a nuisance owing to them swarming into Nanaimo Harbour year after year during the spawning season. many of them were found

September 24th, 1934.

The Honourable Robert Weir,  
Minister of Agriculture,  
Parliament Buildings,  
Ottawa, Canada.

Dear Sir:-

Re: The export of British Columbia Salt Herring  
and  
Re Natural Products Marketing Act, 1934.

It has come to our attention that your Department may be called upon to regulate the marketing of this product, and we are taking the liberty of submitting to you a statement of the situation as we see it, accompanied with schedules and statistics relative to the matter.

Our shareholders have been connected with this Industry for a long period of time and have learned much from experience (A very expensive way to acquire information).

We formed this organization in February of this year; its membership consists of a very substantial majority of the operating packers of this product. The object of this organization is to control our packs and our sales. This organization was launched before we knew anything of the Marketing Act and our efforts were directed to protecting the Industry for all British Columbia producers. We wish to make it clear that any British Columbia producer has the right to join this organization.

During the past few years the packers who are represented on this organization have produced well over 90% of the total production, record of which is attached herewith, and in the event that your Department should be called upon to investigate the marketing of this product, we respectfully request that due consideration be extended to our organization, as it is our opinion that we have effected, by co-operative means, more than can be accomplished under the Marketing Act, as the Marketing Act does not purport to regulate production, and in our opinion it is very important that the production be regulated to the capacity of the market.

Respectfully submitted,

Yours very truly,

CANADIAN SALT HERRING EXPORTERS LIMITED,

Per . . . . .

RE BRITISH COLUMBIA DRY SALT HERRING.

In reviewing the industry which we are now so much concerned about, its history goes back as far as 1903, when Herring Dry Salting was first started, utilizing the fish which was then more or less a nuisance owing to them swarming into Nanaimo Harbour year after year during the spawning season, many of them were found high and dry on the beach, by the force of their successive schools anxious for their goal, forming a dyke of rotting fish along the shore-line, and causing a very disagreeable odor.

Since that time the pioneers in this Industry have spent much time and money experimenting in methods of fishing and packing this product, and particularly in finding a market for it, and endeavouring to expand that market. Unfortunately many of these pioneers have dropped by the wayside, having lost substantial amounts of money.

In 1928-29 Season, unprecedentedly large packs were made amounting to about 54,000 tons, which pack was disposed of at fair and profitable prices. However, the demand has gradually decreased during the past several years, until last season when with only about 25,000 tons produced and sold, only about 24,200 tons were resold by the importers, and approximately 1,400 tons had to be carried over in cold storage at the destinations at the expense of the importers.

In examining the chief reasons for such depressed conditions and decreased demand, the following conclusions are forced upon us:-

(1) China, a potential market for our Salt Herring, was financially well off after the Great War, and with high silver exchange rate, her people were able to buy Canadian Goods at comparatively low prices. However, China today is suffering from numerous civil disturbances, floods and famine, and with her money ranging around 50% of what it was before, Canadian Products are expensive to her people, hence their buying power is reduced. (See Schedule "A" - "Exchange Rates" attached).

(2) Russian and Japanese salted pink salmon are rapidly gaining a market in China, assisted by an advantageous rate of exchange. Pinks can be preserved for a longer carrying period than

can salted herring and because of their superior flavour are gaining in popularity among the Chinese people. These salted pink salmon are a serious competitor to our British Columbia salt herring in the Chinese market.

(3) Korean herring are caught about the same time as are the British Columbia herring. They are cured with less salt, therefore they cost less and are more tasty, and being packed close to the market, have cheaper transportation. Another point to be borne in mind is that this fish being mildly cured, must be consumed within a reasonably short period of time, as there are very limited cold storage facilities, and although it generally maintains a slightly higher price than our herring, the policy of the producers is to dump it on the market at the best price available for speedy sales, and until it is consumed it freely undersells and crowds out the British Columbia Product, and has the further disadvantage in establishing a low price market. (See Schedule "B" attached).

(4) Sakhalin herring are still in the initial stages of development, but must not be over-looked. In 1932, owing to unfavorable fish meal prices, the Sakhalin herring fishermen were in a desperate position. The Government Branch Office at Sakhalin gave subsidies to these fishermen to produce salted herring similar to ours and to be marketed in competition to our product. Shipments were made to Northern China, arriving prior to our shipments, and according to various reports made by the dealers, these herring are larger than ours, arrive in good condition and were packed in smaller boxes, rendering them more easily handled. They were efficiently marketed and yielded the producers fair returns. Up to date the bulk of the Sakhalin herring have been reduced into meal, and the only market entered so far by this product is the Northern China Market. But with the development of this industry, it looks as though Sakhalin Dry Salt Herring would become another serious competitor with British Columbia Dry Salt Herring on the Chinese Markets. (See Schedule "B" attached).

(5) Salted Fish are consumed in China almost exclusively in the Coastal Areas; the Inland Areas, owing to lack of transportation and its food customs, consume scarcely any salt fish, and it is very doubtful if, under present conditions, the market for

salt herring can be extended to the interior of China. Formerly the Chinese methods of fishing were very primitive. During that period they depend largely for such dry salt fish as was consumed there, upon British Columbia; today the fishing methods of Chinese have greatly improved and the fishing grounds are very extensive and productive, and the cost of producing and marketing is in their favor. (See Schedule "G" attached - for the distribution of British Columbia Dry Salt Herring)

(6) Tariff walls have become a real fixture in China, as elsewhere, for example, at Shanghai last season the duty on Salt Herring was approximately \$35.50 (Shanghai Dollars) or \$11.25 (Canadian Dollars) per ton. It is reported that this duty has been reduced, but as yet we do not know the extent of the reduction. (See Schedule "A" - "Duty" attached).

(7) As you are aware, China today has two Governments, viz: Nanking and Canton, with some provinces occasionally declaring their independence by their war-lords, and unfortunately, Chinese people are more or less forced into such a mood as to pay very little or no attention toward change of Government or laws. The above facts force the conclusion that the price of salt fish in China is controlled by factors over which we who live in British Columbia can exert very little control. And it will require extraordinary marketing ability to increase, or even to retain, our present markets both as to quantity and price.

Judging from the foregoing, certainly we will lose ground in this market unless the British Columbia producers cooperate both in the production and marketing of our Dry Salt Herring. For separate British Columbia producers to sell individually in these markets is ruinous, because when one importer pays more for the product than his competitor, he at once stops doing business regardless of any later attractive offer, and buys his requirements elsewhere. This is a quality of mind that Western people do not understand, but it must be reckoned with in dealing in these markets. We must keep the closest sort of contact with the importers at Shanghai, Hong-Kong, Kobe, Formosa, etc., and it is necessary to give each importer a defined area in which to resell his imports, so that these importers do not encroach on each other. Also the

cost of production must be kept down in order to meet the present purchasing power of this market, and to compete with our competitors. Low production cost may be obtained by operating on a large scale, but at the same time, disposition of packs must be made, it is useless to produce cheaply if we cannot sell the product. It is not our desire to ship any of our pack on consignment, and we have decided not to follow this system if we can avoid it, but some importers are accustomed to this practice and we may find difficulty in doing business unless we adopt it to some extent. In this respect, we may make consignments provided importers will guarantee and pay in advance an amount at least to cover the cost of production and shipping of such consignments.

At present, packers of salt herring on the East Coast of Vancouver Island, suffering from several years depression and finding their business unprofitable and their overhead burdensome, have agreed with several exporters to market their productions solely through one organization, and to curtail their packs, if necessary, and to regulate shipments and to sell on uniformed terms.

We are hoping sincerely that this voluntary co-operation of the East Coast packers may prove satisfactory, and that the parties engaged in this industry, under the pressure of the foregoing circumstances and conditions, will co-operate fully to take advantage of such market as can be obtained and that the results may be beneficial to the producers in British Columbia.

In conclusion, we wish to emphasize that British Columbia Salt Herring is meeting an increasing resistance on the Oriental Market, which is the only real market we have, by reason of the following:-

The increasing production of salt herring and Salt pink salmon in Oriental waters, and by reason of the fact that there is room for very large expansion in this industry in the Orient; that this Oriental product has substantial advantages in original cost of production, transportation charges and rates of exchange.

We also wish to emphasize the point that only people well schooled in the psychology of Oriental Marketing and Trading can hope to successfully retain or extend these Oriental markets.

That to survive, the British Columbia producers must meet the price of their competitors, and must have the marketing skill and knowledge of their competitors. If either of these essentials can be promoted by Legislative action, we shall be very receptive to suggestions. So far as co-operation in the production and marketing of this product is concerned, that has already been secured to a very large extent by voluntary agreement. Producers, who last season packed 24,088 tons out of a total of 25,607 tons, have already joined in our voluntary co-operative plan, and all other producers are welcome to come in on exactly the same basis, and we are of the opinion that our present marketing organization and connection is vital to the Industry.

RESPECTFULLY SUBMITTED.

Yours faithfully,

CANADIAN SALT HERRING EXPORTERS LTD.,

Per \_\_\_\_\_  
Secretary.

SCHEDULE "A"

AVERAGE C. I. F. PRICES

and DUTY

SEASON	K O B E					S H A N G H A I						H O N G K O N G			
	PRICE Per 100 K (yen)	PRICE Per Ton (Yen)	EXCH. RATE Per ¥100.	PRICE Per Ton (\$)	DUTY	PRICE Per Picul (Tael)	PRICE Per Ton (Tael)	EXCH. RATE Per 100 Ts	PRICE Per Ton (\$)	DUTY Per Ton (Tael)	DUTY Per Ton (\$)	PRICE Per Picul (HK\$)	PRICE Per Ton (HK\$)	EXCH. RATE Per C HK\$	PRICE Per Ton (\$)
1925-26	6.10	88.45	49.50	43.78	10%	5.08	73.66	60.52	44.58	3.76	2.28	6.55	94.98	48.91	45.69
1927-28	6.23	90.34	46.29	41.82	10%	4.71	68.30	63.12	43.11	3.76	2.37	6.15	89.18	49.92	44.52
1928-29	5.96	86.42	45.08	38.96	10%	4.60	66.70	60.75	40.52	3.76	2.28	5.85	84.83	49.75	42.20
1929-30	5.31	77.00	49.00	37.73	10%	5.38	78.01	48.79	38.06	3.76	1.83	6.83	99.06	40.15	39.77
1930-31	4.07	59.02	49.50	29.21	10%	6.38	92.51	33.41	30.91	9.17	3.06	7.97	115.66	27.57	31.89
1931-32	3.70	53.65	40.00	21.46	10%	4.83	70.04	31.25	21.88	21.42	6.69	6.89	99.91	24.50	24.48
1932-33	7.20	102.95	21.05	21.67	10%	5.42	78.59	28.75	22.59	35.02	10.07	7.08	102.66	22.17	22.76
1933-34	4.42	64.10	29.85	19.13	10%	5.00	72.50	31.68	22.97	35.50	11.25	4.41	63.95	36.12	23.10

1931-32 Disturbances in Shanghai

1932-33 Sold under Co-Operative basis - Chinese Boycott.

1933-34 Fukier Disturbances.

1933-34 Shanghai Monetary basis changed from Taels to Shanghai Dollars.

9/15/34.

SCHEDULE "B"

SALTED HERRING AND MEAL

Produced in Orient.

(1932-33)

	<u>SALTED</u>	<u>MEAL</u>	<u>TOTAL</u>	<u>TOTAL</u>
	(Piculs)	(Piculs)	(Piculs)	(Tons)
Korean Herring	98,983	928,125	1,027,108	70,835
Sakhalin Herring	11,641	736,124	747,765	51,570
Hokkaido Herring	5,158	919,051	924,209	63,738
	<u>115,782</u>	<u>2,583,300</u>	<u>2,699,082</u>	<u>186,143</u>

KOREAN SALTED HERRING.

Imported to Shanghai

Season 1929-30	November	50	Boxes
	December	300	"
	January	5,000	"
	February	2,000	"
	March	1,000	"
	<u>TOTAL</u>	<u>8,350</u>	<u>Boxes</u>
Season 1930-31	December	100	Boxes
	January	7,500	"
	February	5,000	"
	March	100	"
	<u>TOTAL</u>	<u>12,700</u>	<u>Boxes</u>
Season 1931-32	December	100	Boxes
	January	199	"
	<u>TOTAL</u>	<u>299</u>	<u>Boxes</u>
Season 1932-33	November	200	Boxes
	December	6,000	"
	January	7,500	"
	February	2,400	"
	<u>TOTAL</u>	<u>16,100</u>	<u>Boxes</u>
Season 1933-34	December	2,000	Boxes
	January	8,500	"
	February	10,300	"
	March	5,000	"
	<u>TOTAL</u>	<u>25,800</u>	<u>Boxes</u>

Tsingtao imported approximately 60,000 boxes of Korean Salted Herring within the last two seasons.

Each box has capacity of 195 lbs. net.

SCHEDULE "C"DISTRIBUTION OF B. C. DRY SALT HERRING

<u>SEASON</u>	<u>KOBE/KEELUNG</u>	<u>SHANGHAI</u>	<u>HONG KONG</u>	<u>NORTH CHINA</u>	<u>SOUTH CHINA</u>	<u>TOTALS</u>
1928-29	63,570 Bxs.	96,160 Bxs.	70,000 Bxs.	25,000 Bxs.	4,000 Bxs.	258,730 Bxs.
1929-30	37,208 "	106,714 "	92,435 "	13,023 "	3,000 "	252,380 "
1930-31	40,533 "	69,220 "	52,581 "	4,244 "	5,013 "	171,611 "
1931-32	44,336 "	42,608 "	81,823 "	6,496 "	6,496 "	183,335 "
1932-33	31,850 "	18,314 "	17,867 "	3,641 "	1,100 "	72,772 "
1933-34	67,699 "	27,681 "	25,414 "	6,525 "	Nil.	127,319 "

REDISTRIBUTION OF B. C. DRY SALT HERRING SHIPPED TO KOBE/KEELUNG.

<u>SEASON</u>	<u>FORMOSA</u>	<u>KOREA</u>	<u>SHANGHAI/HONG KONG</u>	<u>TSINGTAO</u>	<u>TIENTSIN</u>	<u>DAIREN</u>	<u>TOTALS</u>
1931-32	26,645 Bxs.	5,896 Bxs.	200 Bxs.	4,825 Bxs.	5,220 Bxs.	1,550 Bxs.	44,336 Bxs.
1932-33	24,819 "	4,103 "	1,278 "	1,280 "	150 "	220 "	31,850 "
1933-34	47,011 "	7,640 "	7,081 "	3,402 "	1,210 "	1,355 "	67,699 "

1932-33 Season - Sold under Co-Operative basis - Packs curtailed.

9/15/34.